

令和 3 年川西町議会

第 4 回定例会会議録

開会 令和 3 年 1 2 月 7 日

閉会 令和 3 年 1 2 月 1 7 日

令和 3 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 1 号)

令和 3 年 1 2 月 7 日

令和3年川西町議会第4回定例会会議録（開会）

| | | |
|--------------------------------|---|-------------|
| 招集年月日 | 令和3年12月7日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 令和3年12月7日 午前10時00分 宣告 | |
| 出席議員 | 1番 阪本 学 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 12番 芝 和也 | |
| 欠席議員 | 11番 中嶋 正澄 | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 小澤 晃広 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 理事 奥 隆至 理事 吉岡 秀樹 理事 山口 尚亮 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務・債権管理課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘 健康福祉課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 デジタル推進室長 梅津 光章 | |
| | 会計管理者 岡田 充浩 | |
| | 監査委員 西田 亜希子 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程と同じ | |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| | 2番 弓仲 利博 議員 | 3番 福山 臣尾 議員 |

川西町議会第4回定例会（議事日程）

令和3年12月7日（火）午前10時00分開会

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|-----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 諸報告 定期監査報告について |
| 第4 | 選挙第6号 | 磯城郡水道企業団議会議員の選挙について |
| 第5 | 議案第52号 | 令和3年度川西町一般会計補正予算について |
| 第6 | 議案第53号 | 令和3年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第7 | 議案第54号 | 令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について |
| 第8 | 議案第55号 | 令和3年度川西町水道事業会計補正予算について |
| 第9 | 議案第56号 | 令和3年度川西町下水道事業会計補正予算について |
| 第10 | 議案第57号 | 川西町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第11 | 議案第58号 | 川西町附属機関設置条例の一部改正について |
| 第12 | 議案第59号 | 川西町立学校設置条例の一部改正について |
| 第13 | 議案第60号 | 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第14 | 議案第61号 | ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部改正について |
| 第15 | 議案第62号 | 川西町国民健康保険条例の一部改正について |
| 第16 | 議案第63号 | 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について |
| | （追加日程） | |
| 追第1 | 承認第4号 | 令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分について |

(午前10時00分 開会)

議長（堀 格） 皆さん、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第4回定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

会議に先立ちまして、11番 中嶋正澄議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長（小澤晃広） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和3年川西町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、私が町長に就任させていただき、早くも4カ月が経過いたしました。日々、町内外の御関係の皆様には様々なことにお教えいただき、御相談させていただき、一つ一つ課題に対して積極的に取り組ませていただいております。この4カ月間では、新型コロナワクチンの接種加速化、農地活用意向調査の実施、複数の民間企業との連携協定の締結、小児科・産婦人科への無料オンライン相談の実証実験など、少しずつですが、一步一步、より安心してわくわくする生活、よりよい未来に向けて、私が掲げております4つの柱を実現していくべく取り組ませていただいております。

これらの取組を進められるのも、周りの皆様、御関係の皆様の御協力があることです。今後、引き続き皆様への感謝の気持ちを忘れず、謙虚に前向きに学びながら、住民の皆様には少しずつでも川西がよい方向に歩み始めていると実感していただけるよう、積極的な町政運営を進めてまいりたいと存じます。

議員の皆様におかれましても、引き続き御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。

また、継続した懸念事項である新型コロナウイルスの感染状況につきましては、第5波のピークも収まり、感染状況も収束傾向を見せていましたが、ここに来て再度感染者が急増している国が出ており、また、オミクロン株の感染拡大の状況があるなど、これから年末年始、人が集まる機会の多い時期を迎えるに当たって、依然として予断を許さない厳しい状況にあると言えます。

本町におきましては、引き続き感染状況に注視しつつ、感染拡大防止に努

め、ワクチンの追加接種など、町に課せられた責任と役割を全力で果たしてまいる所存です。議員各位におかれましても、引き続きの御理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。

本12月定例会におきましては、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算案5件、条例関係6件、その他案件1件の議案並びに専決処分の承認案1件について御提案させていただいております。

よりよい生活、よりよい未来の実現に向け、重要な提案も盛り込ませていただいておりますので、何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

議 長（堀 格） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 弓仲利博議員、3番 福山臣尾議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より17日までの11日間にいたしたいと思いません。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より17日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第12号、定期監査報告につきましては、令和3年9月から令和3年11月期までの例月出納検査の結果報告が提出されております。その報告を西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子） 令和3年9月から令和3年11月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

伊藤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和3年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、岡田会計管理者並びに山口事業担当理事に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和3年12月7日

監査委員 西田亜希子

議 長（堀 格） 諸報告が終わりましたので、これより議事に入ります。

日程第4、選挙第6号、磯城郡水道企業団議会議員の選挙についてを議題とし、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

磯城郡水道企業団議会議員の所属については事前に協議されておりますので、その結果を事務局長に報告させます。

事務局長。

議会事務局長(中川辰也) それでは、御報告申し上げます。

磯城郡水道企業団議会議員に、福西広理議員、福山臣尾副議長、堀 格議長の3名でございます。

以上でございます。

議長(堀 格) 磯城郡水道企業団議会議員については、ただいまの報告のとおり指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を磯城郡水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が磯城郡水道企業団議会議員に当選されました。

各議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

水道企業団議会議員の追加後の組織表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

(午前10時09分 休憩)

(午前10時11分 再開)

議長(堀 格) 再開いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第52号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第16、議案第63号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、議案の朗読を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第 5、議案第 5 2 号、令和 3 年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第 1 6、議案第 6 3 号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更についてまでの議案 1 2 件を一括議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、議案第 5 2 号から議案第 6 3 号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第 5、議案第 5 2 号、令和 3 年度川西町一般会計補正予算についてから、日程第 1 6、議案第 6 3 号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(小澤晃広) それでは、議案第 5 2 号から議案第 6 3 号まで、一括して御説明いたします。

今回提出いたしました議案は、一般会計及び特別会計の補正予算 5 件、条例関係で新規制定及び改正の計 6 件、その他案件 1 件の計 1 2 件であります。

それでは、予算関係から順次御説明いたします。

まず、議案第 5 2 号、令和 3 年度川西町一般会計補正予算についてであります。

このたびの補正は、新型コロナウイルス関連対策予算のほか、喫緊の課題である川西学童保育所の増築に向けた準備経費、自治体デジタルトランスフォーメーション推進のための関連経費に係る予算が主なものでありまして、歳入歳出予算それぞれに 7,982 万 4,000 円を追加するものであります。

まず、歳出予算から御説明いたします。

予算書 9 ページを御覧ください。

第 2 款総務費では、電算運営費として 2 7 5 万 9,000 円を計上しておりますが、これは、ICT を活用した業務効率化のため、クラウド型の出退勤管理システムの導入やペーパーレス化を推進するソフトウェアの購入に係る経費であります。また、同じく総務費で、新型コロナウイルス感染症対策事業費として 2,182 万 6,000 円を計上しておりますが、これは、新型コロナウイルスの感染防止やウィズコロナ下での生活・社会活動支援、年末年始の診療体制の確保のため予算計上したもので、後期高齢者を対象にした健康グッズ等の支給、川西健民運動場の屋外トイレ施設の改修、産婦人科医・小児科医による子育てオンライン相談体制の整備、磯城休日応急診療所における発熱外来の設置、そして、各種リモート会議実施に係るモニター設置やネットワーク環境構築に係る経費であります。

1 2 ページをお開きください。

第 3 款民生費では、児童措置費として児童手当の制度改正に伴うシステム

改修費 294万6,000円を、そして、13ページの放課後児童対策費として、川西学童保育所増築に係る準備経費、設計変更や補償調査、地質調査に係る委託料 1,370万9,000円を計上しております。

また、14ページから15ページにかけて、第4款衛生費で、予防費として新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る医療機関や医師等への委託料、看護師謝金、その他経費として2,734万3,000円を、また、保健センター費として、国が主導する住民健診結果の情報共有等のための住民健康管理システム改修費 443万円を計上しているところです。

19ページを御覧ください。

第8款教育費では、幼稚園費として、川西幼稚園の認定こども園化に係る教材用備品、園用備品 43万8,000円を計上しています。

その他、各款全般にわたり人件費の調整を行うほか、所要の各般経費を計上しているところです。

一方、これに対する歳入予算であります。6ページから7ページにかけて記載のとおり、御説明した事業執行により見込まれる国庫・県支出金のほか、諸収入で奈良県町村会の自治体デジタルトランスフォーメーション推進支援金を計上するとともに、令和2年度からの繰越金を増額補正しているところです。

なお、第1款議会費の議会音響等設備更新費に充当していた新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金については、財源更正し、総務費の新型コロナウイルス感染症対応事業費に充当替えを行ったところです。

議案第52号、川西町一般会計補正予算についての説明は以上であります。

次に、議案第53号、令和3年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出それぞれに3,365万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を11億894万2,000円とするものであります。

補正予算の主な歳出項目は、保険診療の増に伴う国保連合会への療養給付費や高額療養費の支払に係る保険料給付費の増などによるもので、これらに係る歳入予算としては、県支出金や一般会計繰入金を見込んでおります。

次に、議案第54号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出にそれぞれ216万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を9億3,851万8,000円とするものであります。

補正予算の歳出項目は、長寿介護課及び地域包括支援センターの職員の人員費増に係るもので、これらに係る歳入予算としては、一般会計繰入金、国庫支出金を見込んでおります。

次に、議案第55号、令和3年度川西町水道事業会計補正予算についてであります。

収益的支出において、営業費用で7万5,000円を追加し、水道事業費用

の予定額を3億9,681万5,000円とし、併せて、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費を19万5,000円増額し、1,659万円とするものであります。これは、時間外勤務の増等に伴い、人件費の増額補正を行うものであります。

次に、議案第56号、令和3年度川西町下水道事業会計補正予算についてであります。

収益的支出において、営業費用で113万8,000円を追加し、下水道事業費用の予定額を2億4,933万円とし、併せて、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費を103万4,000円増額し、2,012万4,000円とするものであります。これは、職員の人事異動に伴い、人件費の増額補正を行うものであります。

以上が予算関係議案5件であります。

次に、条例関係議案6件について御説明いたします。

まず、議案第57号、川西町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

令和4年4月1日より、磯城郡3町で磯城郡水道企業団として水道事業を経営統合することに伴い、本町の関係条例の整理を行うもので、川西町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例につきましては、水道事業に関する規定の削除を行う一部改正を、川西町上水道布設工事分担金徴収条例、川西町水道事業給水条例、川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の3条例については、これを廃止するものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日としています。

次いで、議案第58号、川西町附属機関設置条例の一部改正について御説明いたします。

これは、地域福祉計画及び自殺対策計画の策定のために設置する委員会を新たに附属機関として位置づけるとともに、島の山古墳整備検討委員会及び公の施設指定管理者運営評価委員会については、委員会の担当事項及びその性格に鑑み、改めて附属機関として位置づけ、条例に加えるものであります。また、川西町要保護児童対策協議会においては、担当する事項について法律に即した文言に改めるものであります。

なお、施行日は公布の日から、適用は令和3年10月1日からとしております。

議案第59号川西町立学校設置条例の一部改正についてであります。これは、令和4年4月1日から川西町立川西幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行するに当たり、その名称を川西町立認定こども園川西幼稚園に改めるものであります。

なお、施行期日は令和4年4月1日であります。

次に、議案第60号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、内閣府令で定められた参酌すべき基準が改正されたことに伴う改正で、条例により、特定教育・保育施設等が書面等の交付・提出を義務づけられたものについて、書面に代えて新たに電磁的記録により行うこともできるとする内容の改正であります。

なお、この条例の施行は、公布の日からとしています。

続いて、議案第61号、ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部改正について御説明いたします。

デイサービスセンターの食費については、これまで1日600円としておりましたが、指定管理者から食材料費等の上昇で当該額では提供が困難との要請を受け、今後は条例で金額を明記せず、あらかじめ町長の承認を受け、指定管理者が定める額とするものであります。なお、食事の提供については、介護保険の適用外で、一般に事業者と利用者の契約の範疇とされていること、また、県内のほかの地方公共団体設置のデイサービスにおいては定額規定しているところはなく、条例から除かれている、若しくは本町同様、あらかじめ承認を受けた指定管理者が定める額と定めていることから、食事提供のサービスを維持・継続するため、所要の条例改正を行うものであります。

なお、施行期日は、令和4年1月1日としています。

議案第62号、川西町国民健康保険条例の一部改正についてであります。産科医療補償制度等の見直しに伴い、健康保険法施行令が改正されたことから、本条例の出産育児一時金及び産科医療補償制度加算金を改正するものであります。なお、支給総額に変更はございません。

この条例の施行期日は、令和4年1月1日であります。

条例関係の説明は以上であります。

最後に、その他の案件について御説明いたします。

議案第63号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更についてであります。

これは、磯城郡3町の水道事業が磯城郡水道企業団として経営統合されるに伴い、水道水質検査等を行う同組合の構成団体の数が減少し、経費の負担区分の規定を見直す必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議により、本町をはじめ磯城郡3町を同組合から脱退させ、新たに供用開始する磯城郡水道企業団を加入させるとともに、関連する規約を変更するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、施行期日は、令和4年4月1日としています。

説明は以上でございます。

何とぞよろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（堀 格） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第52号から議案第63号は、それぞれ所管

の常任委員会へ付託したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第63号は、総務建設経済委員会、厚生文教委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。

次に、町長より、承認第4号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてが提出されております。その写しをお手元に配付しております。お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、承認第4号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを日程に追加し、追加日程第1としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、承認第4号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、承認第4号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきまして、議案の朗読を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、議案の朗読を省略することに決定いたしました。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町 長(小澤晃広) それでは、承認第4号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分について御説明いたします。

この補正予算は、国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に係る予算でありまして、去る11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の中で、0歳から高校3年生までの子どもたちに対し、予備費により1人当たり5万円の現金を、児童手当の仕組みを活用して、プッシュ型で年内支給を開始するとされたものであります。

そのため、本町においても、システム改修費の契約等、速やかな支給事務の着手が必要とされたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、12月1日付で専決処分を行ったものであります。

補正予算の歳出では、給付金の事業費6,245万円、その事務費368万1,000円を見込んでおります。

また、歳入では、国庫支出金として子育て世帯等臨時特別支援補助金を計上しているところです。

今般の補正予算によりまして、歳入歳出それぞれに6,613万1,000円を加えることとなり、さきに御説明した議案第52号、川西町一般会計補正予算を含めると、最終的には歳入歳出予算総額で49億9,215万8,000円となる見込みであります。

私からの御説明は以上であります。

何とぞよろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（堀 格） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました承認第4号は、厚生文教委員会へ付託したいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、承認第4号は、厚生文教委員会へ付託することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

各議案の調査、委員会審査のため等によって、明日12月8日及び12月10日から12月16日までの8日間を休会としたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、明日12月8日及び12月10日から12月16日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、12月9日午前9時より、一般質問及び総括質疑のため会議を開きます。

また、本日、各常任委員会に付託されました各議案及び承認案は、12月17日の本会議におきまして、委員長の報告を求めることにいたします。

本日の会議は、これをもって散会といたします。ありがとうございました。

（午前10時35分 散会）

令和 3 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 2 号)

令和 3 年 1 2 月 9 日

令和3年川西町議会第4回定例会会議録（再開）

| | | |
|--------------------------------|---|-------------|
| 招集年月日 | 令和3年12月9日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 令和3年12月9日 午前9時00分 宣告 | |
| 出席議員 | 1番 阪本 学 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 12番 芝 和也 | |
| 欠席議員 | 11番 中嶋 正澄 | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 小澤 晃広 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 理事 奥 隆至 理事 吉岡 秀樹 理事 山口 尚亮 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務・債権管理課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘 健康福祉課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 デジタル推進室長 梅津 光章 | |
| | 会計管理者 岡田 充浩 | |
| | 監査委員 出席なし | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程と同じ | |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| | 2番 弓仲 利博 議員 | 3番 福山 臣尾 議員 |

川西町議会第4回定例会(議事日程)

令和3年12月9日(木)午前9時00分再開
件 名

| 日程 | 議案番号 | 件 名 |
|----|------|------|
| 第1 | | 一般質問 |
| 第2 | | 総括質疑 |

(午前9時00分 再開)

議長（堀 格） 皆様、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第4回定例会を再開いたします。

本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

会議に先立ちまして、11番 中嶋正澄議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に、申合せ事項につきまして事務局長より説明させます。

事務局長。

議会事務局長（中川辰也） 説明いたします。

一般質問の制限時間は、申合せにより20分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問回数については制限はありません。

以上です。

議長（堀 格） 日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許します。

6番 安井知子議員。

6番議員（安井知子） おはようございます。議長の許可を得ましたので、質問を2つさせていただきます。

1、介護保険認定について。

9月議会において介護保険料のことに触れました。満65歳になると薄紫色の保険証を頂きます。引き出しの奥にしまい、使うこともなく忘れていきます。先日、あることから考えさせられました。83歳の男性が、何度も手術をし、退院されてきました。歩くのも不自由で、自宅で療養されていましたが、歯が痛くなり、近所の歯医者さんに訪問診療を依頼されました。医院から「訪問診療は介護認定者のみ依頼可能です」と返事をもらい、奥さんが役場に連絡すると、認定まで約1カ月かかるとの返事。では、歯の痛いのを1カ月我慢するのか。

20年来介護保険料を納め、今ではそれも年金から強制的に差し引く手法です。いざというときにその保険が間に合わないならどうするのですか。ふだんは引き出しの奥、元気なときは認定してもらわない必要がないし、正確な認定ではない。行政の「1カ月かかる」、これは決め事です。病気はいつきも待ってくれません。おかしいとは思わないのですか。

行政は、心が入った仕事をしてください。町民が言う前に気づき、決め事を変えていく気持ち。医療保険であれ介護保険であれ、システム上のこと。まずは痛みを取る暫定的な治療保険を行政が出し、治療を受けさせる。絶対

考えるべき事柄だと思います。医者は、ただ治療するだけです。

2、民生委員の役割について。

あるひとり住まいの若者が転倒し、痛いのを我慢し、3日が経過。ひどい状態で辛抱できなくなり、救急車で病院へ。膝関節を痛め、3週間の入院。家族はなく、遠い親戚の方が見つけ、世話をされました。そのとき、地区の民生委員に連絡されたのですが、民生委員は、その若者が生活保護受給者とは知らず、また、若者であったため、なぜ日常的なけがを自分に知らせてくるのか、不思議がっておられました。

昨今、個人情報という言葉の下、行政は、生活保護受給者の名前を、また、小学校は児童の名前を民生児童委員にも知らせない。なぜなのでしょう。

では、民生委員はどんな仕事をするのか。上記民生委員の方は、担当地区中の高齢者にミニ手紙、訪問という形で安否確認を毎月されていて、頭が下がるくらいです。コロナ禍の時代、男性のひとり暮らしも増加。昨年も同じような事象があり、その男性は死亡されました。

民生委員には守秘義務があるのは十分承知の上、信用して、大事な資料となる名簿を渡してはいかがですか。民生委員の仕事の基本になるのでは。

一方、民生委員に川西中の高齢者の家族関係、電話番号を調べさせ、担当課の資料にしているではありませんか。その上で、生活保護受給者への自立支援、陰からの見守り、行政、民生委員ともに協力する必要があるのではないのでしょうか。

終わります。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） それでは、安井知子議員の御質問に回答申し上げます。

介護認定は、議員のおっしゃるとおり、申請から認定が出るまでの期間は、町での手続のみならず、主治医の意見書が必要であり、ただいま約1カ月かかっております。医師との連携を引き続き密にし、迅速に進められるよう努めてまいります。

一方、認定が出てからでないと介護サービスが利用できないわけではなく、申請日当日から暫定でデイサービスやホームヘルパーなどの介護サービスの利用が可能な制度となっております。

また、歯科医院の訪問歯科診療の治療費は、介護認定の有無にかかわらず、基本、医療保険の適用となっております。介護認定をお持ちの方は、介護保険も適用となります。介護保険では、医師が行う医学管理上の指導や歯科衛生士が行う口腔ケア等に係る費用は、居宅管理指導料という名目で算定され、医療保険と介護保険が同時に発生いたします。したがって、介護認定の申請中でありましても訪問歯科診療を受けることは可能であり、そのほか、内科などの診療所から行われる訪問診療につきましても同様の算定が可能となっておりますので、治療が必要であれば、医療保険、介護保険の制度の中で治療を受けていただくことができます。

なお、今回議員がお聞きになった事例につきましては、その歯科医院において、訪問診療の対象者を原則として介護認定者のみと定めていることから生じた問題かと推測しております。各診療所の運営方針につきましては、それぞれの診療所の判断に委ねられますが、御本人からの要望があれば、必要に応じ、当該診療所に対し状況を説明させていただきたいと存じます。

続きまして、安井議員の2つ目の御質問にお答え申し上げます。

民生委員は、民生委員法第1条において、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場にたって相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定されているところです。このような法律の趣旨にのっとり、議員が御指摘のとおり、民生委員の方々による日頃の住民の見守り活動や援助活動など、その献身的な活動には本当に頭が下がる思いであり、深く敬意を表するとともに、改めてこの場を借りて深く御礼申し上げます。

我が国は、少子高齢化による人口減少、特に15から64歳の人口の急減により、多くの分野で人手不足となりつつあるだけでなく、地域社会の存続が危ぶまれる状況ともなっています。住民の暮らしや価値観が多様化し、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などにより、地縁や血縁関係の脆弱化も課題となっています。

こうした変化の中で、議員お述べのとおり、本町においても高齢者ひとり世帯だけでなく、あらゆる年代のひとり世帯が増加し、抱える日常生活の不安や課題も顕在化しております。

民生委員の職務は、民生委員法第14条第1項に規定されておりますが、担当区域内の住民の生活の状況の適切な把握をすること、支援を必要とする者に対する相談・援助を行うこと、福祉サービスの利用に必要な情報提供等の支援活動を行うこと、福祉事業を経営する法人や社会福祉に関する活動を行っている団体等と連携すること、福祉事務所をはじめとする行政機関に協力することとされています。町としても、民生委員の方々にこうした職務を担っていただくため、要望があった場合は担当区域内の住民の情報を必要に応じて提供することが必要不可欠と考えており、川西町個人情報保護条例に基づき、町関係課及び教育委員会より適宜提供していきたいと考えております。

ただ、御承知のように、行政が扱う情報には様々な個人情報が含まれており、こうした個人情報は、原則として収集した目的以外の内部利用や実施機関以外への外部提供をしてはならないと同条例第9条に規定されており、例えば法令等に定めがある場合、本人の同意がある場合、生命、身体または財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合など、その例外は限定列挙され、利用が制限されているところです。

そのため、議員の御質問にありました生活保護受給者の情報については、当該情報を保有する奈良県中和福祉事務所及び住民保健課が、現在、情報提

供に関する本人の同意書の徴収とデータ整理等を行っている最中であり、提供が可能となった段階で、必要とする旨の申出があった民生委員の方々に対し提供する方向で進めております。

民生委員法第15条には、民生委員の守秘義務について定められており、適正に個人情報管理し、取り扱っていただいているとは存じますが、行政においては法令遵守が最も基本的なルールであり、今後も条例に即した対応を進めることについて、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

なお、改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日には、本町の個人情報保護条例は廃止される見込みであり、原則として個人情報保護法による全国統一的な適用・運用がなされることとなります。改正法施行後の細かな運用については現時点では把握しておりませんが、当町としては、引き続き法令等に即した適切な執行・運用に努めてまいりたいと思います。

なお、町においては、今後も民生委員方々や中和福祉事務所をはじめ関係機関と連携を強め、川西町住民の安心安全な暮らしの確保のため努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（堀 格） 6番 安井議員。

6番議員（安井知子） 介護保険のほうから。役場の返事が奥さんになされました。そのときに、今、町長の説明のあったことを詳しく本人に知らせれば、もっと違う結果になっていたと思うんです。ただ言葉の上で認定に1カ月かかるよというのを聞くと、それを待つしか能がない。その説明を理解し、それを解釈していく、人にはいろいろの能力の違いがあります。分かるように、もっと親切にするべきだと思います。

次に、民生委員のこと。すごく難しいことをいろいろおっしゃいます。でも、民生委員になって仕事をしています。うちの地区ではすごく忙しくしています。知らないほうがいいんですよ。難しいことを聞かないほうが仕事が楽なんですよ。やっぱり民生委員を十分に利用しようと思ったら、役場も住民ももっと考えるべきだと思います。

終わります。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 御質問ありがとうございます。

まず、介護保険の件についてお答え申し上げます。

今、安井議員が御意見くださったとおり、住民目線に立って町職員として丁寧に対応していくことが必要であり、そうすることによって、住民の皆様の安心安全が高まるというふうに認識いたしますので、丁寧な対応、住民サービスの向上に町として努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、民生委員の皆様の役割、また果たしていただいている任務については、非常に大きなものだというふうに認識をしております。そこにまず敬意を表するとともに、民生委員の方々が活動していただきやすいよう、町とし

ても今回取り上げていただきました情報提供など、できることをきちんと努めさせてたくようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（堀 格） それでは、次に参ります。1番 阪本 学議員。

1番議員（阪本 学） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

それでは、川西町第3次総合計画についてお聞きをしたいと思います。

総合計画は、地方自治体の全ての計画の基本であり、最上位に位置づけられる計画であります。この第3次総合計画は、本町の最上位計画として、将来の川西町をどのような町にしていくのか、また、そのために誰が、どんなことをしていくのか、総合的・体系的に取りまとめられたものであります。平成23年に地方自治法が改正され、基本構想策定の法的根拠がなくなったわけですが、中長期的な将来像と、それに向けた町政運営の方針を明らかにする総合計画は不可欠であるとの認識に立たれ、策定されたものと理解をしています。

まちづくりの基本的な理念や目標、方針を定める基本構想が、10年後を展望して、2017年度から2026年度までの10年間の構想が策定され、この基本構想を受け、まちの将来像「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」を達成するための基本的な施策を体系的に示された前期基本計画が、今年度で最終年度となります。

これからの5年間の政策を実行する上で、計画の実施に向けて透明性の高い進捗管理の仕組みづくりが重要であると考えられますが、どうお考えでしょうか。計画を策定した後の効果的な行政経営につながるPDCAサイクルの一連のプロセスを実行されてきたとは思いますが、一方で、表面的な成果指標に関わり過ぎているがために実態と乖離しているところもあるのではないかと。施策・政策を網羅するのも大事なことでありますが、川西町の置かれている位置がどうなのか、また、5年後、10年後がどうなんだという政策立案が厳しく求められているのではないのでしょうか。

後期基本計画の5年間については、町長の政策の柱である4つの柱についての重点化は後期基本計画の中に明記されるのか、されないのか。また、SDGsと呼ばれている持続可能な開発目標と各施策との関連性を整理していく必要性をどのように考えておられるのか。前期基本計画5年間の検証と後期基本計画に向けた現時点の進捗状況、計画の概要について、町長の見解をお尋ねいたします。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 阪本議員の後期基本計画策定の進捗状況と計画概要についてお答え申し上げます。

総合計画の策定については、地方自治法上の義務づけはなくなりましたが、川西町では、本町の長期的な将来像とそれに向けた町政運営の基本方針を明

らかにすることは必要不可欠と判断し、平成29年に第3次総合計画を策定しています。第3次総合計画では、住民と行政が思い描く10年後の町の将来像として、「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」を基本構想として定め、この基本構想を実現するための具体的な取組を示すものとして、平成29年度を初年度とし、令和3年度を目標年次とする前期基本計画を定め、もろもろの施策に取り組んできていると認識しております。

第3次総合計画では、総合的かつ計画的な行政運営と、その着実な進捗を図るため、PDCAサイクルを構築し、毎年度、外部委員による総合計画審議会を開催、総合計画の進捗・推進に関し検証を行い、委員に意見や助言をいただきながら推進してきています。また、各施策においては、目標の達成度合いを数値化・可視化するために成果指標を設定しておりますが、計画年度を重ねる中で、施策の進捗状況や社会情勢の変化などにより前提条件が当初計画時と大きく変わる場合があります、議員仰せのとおり、実態と乖離しているケースもございます。

このことから、後期基本計画では、状況に応じて柔軟に成果指標の見直しを行い、実態に沿った成果指標にできるような仕組みにしたいと考えております。

次に、後期基本計画における4つの政策の柱の重点化とSDGsとの関連性の整理についてですが、総合計画は、町の最上位計画であり、行政運営の指針となる大変重要なものであります。一般的に総合計画は網羅的にまとめる傾向にありますが、私の町政の運営の考え方をまとめた4つの政策の柱が重点的に取り組まれるように、後期基本計画は策定してまいりたいと考えております。

また、4つの政策の柱の基本となる考えが、将来にわたって川西町を存続させていく持続可能なまちづくりになります。この考えは、SDGsの考え方である持続可能な社会の実現と重なる部分が多く、私の町政運営の考えを反映させることで、SDGsとの整合性が取れる施策方針にしていけると考えております。

最後に、後期基本計画の策定に向けた進捗状況についてでございます。

この点に関しましては、本議会で御報告をする予定をしておりましたので、この場をお借りし、御説明申し上げたいと存じます。

8月に住民アンケート調査を実施し、現在集計作業を行っているところでございます。当初は年度内に完成させる予定であったと聞いております。一方、8月に私が町長に就任しましたので、これまでの経緯や行政側の立場になり、把握できる情報・課題を踏まえた上で、私の掲げる方針を掛け合わせて計画をまとめていくことが町政を着実に進めるために必要と考えており、その整理・検討にしばらくお時間をいただきたいと思いますと考えております。

このことから、今年度内での後期基本計画の策定は見送り、来年度中の完成を目指し、策定期間を延長させていただきたく考えております。議員の皆様

様におかれましては、御理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀 格） 1 番 阪本議員。

1 番議員（阪本 学） 再度 2 点お聞きをしたいと思います。

まず、総合計画というのは町民の協力が絶対必要だと思います。8月のアンケートは集計中ということでございますけれども、対象は誰に何件送って、回答は何件あって、回収率はどうだったのか。それから、来年中にしっかりとした計画をまとめたいということでございますけれども、これもスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

また、計画をまとめるに当たって、コンサルの活用をどういうふうにご考えておられるのか、この2点、お聞きをしたいと思います。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 阪本議員の御質問にお答え申し上げます。

基本計画策定に向けまして取りましたアンケートにつきましては、庁内在住の18歳以上約3,600名を対象とし、お送りしております。回答が1,940名、回収率は53.9%となっております。前回行ったときに34.3%となっておりますので、非常に高い回答を頂いておる状況でございます。

また、来年の策定ということで今お話し申し上げましたけれども、きちんと私の考えと今の現状をすり合わせたもので着実に進めていくために、お時間をいただきたいと考えております。こちら側としましても、なるべく迅速に作成を進めていけるように日程を組んでいきたいと思っておりますので、御理解賜ればと存じます。

また、コンサルの活用についてでございますけれども、コンサルに頼んで形を整えていただくということにとどまらせるという形にはならないためにも、できれば私たち町のメンバーでつくり上げたいというふうに考えておりました。私をはじめ役場、また住民の皆様の御意見をしっかりと盛り込んだ、ちゃんと熱の入った計画とできるように取り組んでいきたいと存じますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀 格） 1 番 阪本議員。

1 番議員（阪本 学） ありがとうございます。コンサルを使わないということで、職員さんのほうでやられると。それについては私も賛成でございます。

それから、成果指標も見直しをされるということでございますけれども、これは非常に難しく、表面的な評価になってしまうことが非常に多いと思うんです。ただ業務量だけが増えちゃうと、また職員さんにかかなり負担がかかります。だから、その辺は単に業務量が増えただけでは全然やってる意味がないと思いますので、実際にこれを実行して、どんな評価が出たと胸を張って町民の皆さんに言える、そういう仕事に重きを置いていくのが非常に重要だと思います。しっかりと検証していただいて、後期基本計画が町民のためになるような計画にさせていただくために、しっかりと進めていただきたい

いことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 御意見いただき、ありがとうございます。

成果指標につきましても、やはり世の中の変化によって定めるべき成果指標は変わると思っておりますので、柔軟にそこを見直し、進めていきたいと思っております。

また、成果指標といいますと、どっちかというとな数字的な部分になりがちだとも思うんですけども、きちんと国語的な御意見も賜れるように、施策を打ったときにはアンケート等、そういった施策も行っていくことを心がけたいと思っております、それも併せて事業の見直しに活用していきたいと存じます。

御意見ありがとうございました。

議長（堀 格） 次に参ります。8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫） 8番 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さきに通告してありますように、防災対策の具体的取組についてです。前回の一般質問に引き続いて、今回も防災に関する質問をいたします。

川西町は、東南海地震で震度6が予想されています。線状降水帯が発生すれば、町全体に水害が発生します。地震災害、風水害が発生すれば、川西町はどうなるのでしょうか。町民の方から、災害が起こったら町は何をしてくれるのか、緊急時の町の体制はどうなっているのか、すぐに助けに来てくれるのか、水や食料は配ってくれるのかなど、不安の声が私のところにも届いています。また、「災害や防災に関することは役場のどこに聞けばいいのか、窓口がないから分からない」と言っている方もおられます。

これらの防災対策のことにに関して3点質問いたします。

1つ目は、役場の中に防災・危機管理を担当する課または室の設置についてです。

周辺の町では、総務部の中に防災担当の課または室を設けて、災害対策や危機管理を専門に行っています。例を挙げますと、田原本町では防災課、斑鳩町と広陵町では安全安心課、王寺町では危機管理室、県内の市では、危機管理部、生活安全部などの専門の部があります。本町にも役場の中に防災・危機管理専門の課（室）を設けて、まずは誰が見ても分かるように看板を掲げて、町民から安心してもらいます。そして、本町の防災力の向上のため、本腰を入れて積極的に取り組むということを検討されてはどうでしょうか。

2つ目です。町広報を防災面にも活用することについてです。

災害が発生すれば、町職員だけでは対応し切れなと思います。被害を少なくするには、まず町民の皆様に自助の意識を持っていただく必要があります。それには、日常生活の中での防災への心がけが大切です。家庭での災害

時の水・食料の備蓄、家具等の転倒防止、緊急時の避難方法など、「備えあれば憂いなし」の言葉どおり、ふだんから備えておかなければなりません。洪水ハザードマップを全戸に配布されていますが、そのときだけで終わっています。

町民の皆様に日常生活の中で継続して防災意識を持ってもらうため、町広報に防災枠を設けて、災害に対する注意喚起を繰り返し行うことも効果があると考えます。

平成23年3月11日の東日本大震災の後に、町広報誌に「やっておこう防災対策」という表題で、全6回、6カ月連続で防災知識を分かりやすく町民にお知らせしています。この後は途切れています。今後、ぜひとも町広報を活用することを検討されてはどうでしょうか。

3つ目です。防災計画及び避難所開設マニュアルの見直しについてです。

私の手元には、平成28年8月版の川西町地域防災計画と平成26年版の川西町避難所開設マニュアルがあります。しかし、その後、災害対策基本法の改正や避難指示が改定されて、見直しが必要になっています。また、この計画書は一般的な対策の記述が多く、本町の地形や河川の状況に適應していないと感じる記述もあります。できることなら、川西町の現状に対応した分かりやすい計画書とマニュアルに見直すことができないでしょうか。その計画を職員と自治会及び自主防災組織、消防団や地元企業など、そして町民の皆様に周知していただければ、防災対策の効果を発揮できるものと期待しています。

以上、町長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

防災につきましては、近年の地震や風水害など自然災害の頻発により、国民全体の関心の高まりの中で、行政に課せられた課題・役割がますます増大していると認識しております。9月議会の御質問の答弁でもお答えいたしましたけれども、私自身、消防団員を長年務めました父の姿を見て育っていることもありまして、町民の皆様の生命・財産を守ることは最大の責務であると考えております。安心安全なまちは、住みよいまち、魅力あるまちづくりの大前提であり、町政の基礎となる課題であると考えております。

さて、1つ目の役場の中に防災・危機管理専門の課（室）を設け、防災力の向上のため本腰を入れて取り組んではどうかという御質問にお答え申し上げます。

本町では、これまで、行財政改革の取組の中で、組織の見直しや職員数の削減などスリム化を進めており、現状の人員体制において、議員御指摘の防災・危機管理に関する専門部署を直ちに設置することは難しいと現状を捉えております。しかしながら、防災対策の重要性に鑑み、防災、防犯、交通安全など危機管理対応を所管し、町の人事組織の取りまとめ担当課である総務

課と私とで、現在、町の防災全般についての勉強会を継続的に行っているところであり、それを踏まえ、課題認識や対策方針が見定まった段階で、組織の在り方について検討したいと考えております。

2点目の町広報を防災面にも活用するという御質問にお答えいたします。

本町では、防災に関する情報として、避難所、防災行政無線、ハザードマップなどについて、随時町ホームページや広報などで住民への周知を図ってまいりました。しかしながら、議員御指摘のとおり、継続した防災意識の向上につながる啓発活動については、必ずしも十分ではなかったように思われます。

災害に対する取組は、自助、共助、公助が一体となってこれに当たるという基本認識の下、住民の防災意識の向上や身の安全を確保する日頃からの準備など、町広報を活用した情報発信により一層取り組んでまいりたいと思います。

3点目の地域防災計画及び避難所開設マニュアルの見直しについての御質問にお答え申し上げます。

川西町地域防災計画につきましては、平成28年8月策定以後、平成30年度の機構改革に即した一部改定以外には正式な改定は行っておらず、御指摘の法改正などに対応した見直しが必要であると認識しております。

そのため、今後は国の動向や奈良県計画の改正を参考にしつつ、改定作業を進めてまいりたいと考えており、議員御指摘の本町の現状に即した分かりやすい地域防災計画や避難所マニュアル等についても併せて検討を行ってまいりたいと考えます。

町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、川西町及び防災関係機関が連携し、町民や事業者等の協力の下、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の一連の防災スキームを不断に実施できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

回答は以上でございます。

議長（堀 格） 8番伊藤議員。

8番議員（伊藤彰夫） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

住みよいまちにするために防災力を強化する。これは時間をかけてでもぜひ取り組んで、災害に強いまちにしていきたいということを要望して、質問を終わります。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 御意見ありがとうございます。

防災は、途切れることなく取り組んでいかねばならない課題と認識しております。町役場の中でもきちんと体制を整えるということと、あと住民の皆様との連携が不可欠でございますので、住民の皆様との連携、また体制をつくるということも今後しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きの御理解、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（堀 格） 次に参ります。5番 松村定則議員。

5番議員（松村定則） 5番 松村定則であります。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

川西町第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画によりますと、障害者手帳所持者358名、療育手帳所持者114名、精神障害者保健福祉手帳所持者68名、合計540名の方がおられます。障害のある人が地域の中に溶け込んで普通に暮らし、地域の一員として障害のない人とともに生きる社会づくりを目指し、障害福祉サービスをはじめとする福祉政策が推進されているところですが、地域生活支援拠点等での事業内容は、1、相談支援、2、緊急時の受入れ対応、3、地域定着への促進、4、専門的人材の確保・養成、5、地域の体制づくりなどの機能が求められております。

このうち相談支援機能についてですが、一般相談支援や特定相談支援も必要な機能として認められているところですが、ぜひとも地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを川西町に設置していただきたいと考えます。

地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターが一体となり、障害のある方々のあらゆる相談を担うとともに、専門的人材を養成し、地域の支援機関を統括して、指導、支援、援助する内容を加えることで、地域全体で障害のある方々を支える仕組みが構築されたいと考えます。

身近な相談窓口となる相談支援事業所の増設や基幹相談支援センターの設置をしていただき、町民にとって分かりやすく相談しやすい環境をつくり、現在の相談・支援体制の役割の明確化を図るとともに、相談員の質を高め、様々な障害や困難ケースなどに総合的に対応できる体制を整えていただきたいと考えます。町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 松村議員の御質問にお答えいたします。

平成30年3月に策定いたしました川西町第3次障害者計画では、その基本理念として、「地域で自分らしく生きることが出来る町の実現」を掲げ、障害のある人がその能力や個性を最大限に発揮して、障害のある人もない人も共に支え合い、認め合い、共に育ち、働き、生きるまちを町民ぐるみでつくる取組とともに、それぞれのライフステージに応じた支援について、その時期に応じた取組を進めるとしてあります。

そして、この取組を進めるため、次の6つの目標を掲げています。1つ目は、共に支え合う地域共生社会の実現、2つ目は、安心して暮らせる支援体制の強化、3つ目は、働く場と機会の充実、4つ目は、保健・医療の充実、5つ目は、共に学び育つ環境づくり、6つ目は、すべての人にやさしいまちづくりとしております。このうち2つ目の目標としてあります「安心して暮らせる支援体制の強化」につながる取組の一つとして、現在本町は、町窓口における相談支援に加え、専門職員の配置がある指定相談支援事業所2カ所に

も委託して、相談支援を行っており、町及び委託相談支援事業所の連携を努めております。

しかし、相談支援体制のより充実のためには、議員の御指摘にありました身近な相談窓口の増設だけでなく、中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置についても検討していく必要があることは認識しております。基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて総合相談及び専門相談、地域移行及び地域定着、権利擁護及び虐待防止、地域の相談支援体制の強化といった業務を行いますが、義務設置ではなく市町村の任意となっていることから、設置済みの自治体はまだ少ない状況であります。

一方、国が示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針にのっとりた地域生活支援拠点の整備について検討を行っております。地域生活支援拠点は、障害のある人の重度化や高齢化、また親亡き後を見据えて地域における支援体制の整備を図るもので、親からの自立に向けた相談支援、短期入所の利便性向上等の緊急時の受入れ体制の構築、グループホーム等のひとり暮らし体験の場の確保、専門的人材の確保や養成、コーディネーター配置等の地域の体制づくりを行うものとされております。

地域生活支援拠点の設置には、総合的かつ専門的な相談支援体制の充実も求められているものになります。本町は、この地域生活支援拠点の整備を地域の複数の社会資源を有効に活用し、面的に整備する方向で検討を進めているところでございます。町といたしましては、今後、近隣市町村の状況も注視しながら、障害のある方が安心安全に暮らせるまちの実現のため、地域における相談支援体制の充実に向け、積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、御回答とさせていただきます。

議長（堀 格） 5番 松村議員。

5番議員（松村定則） 御回答ありがとうございます。

基幹相談支援センターの設置には、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師など必要とされる専門職の確保は難しく、人件費も高額となると思います。障害のある人やその家族は、学校や就職活動、福祉サービスの利用、ペアカウンセリング、緊急時のレスパイト先、権利擁護のための成年後見制度など、相談内容も多岐にわたります。

障害のある子の親たちは、私も含みますが、親亡き後の我が子の生活に不安を感じていることをお伝えして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 御意見ありがとうございます。

基幹相談支援センターということになりますと、いろいろな定めがありまして、そういった形とならないかもしれませんが、町としてきちんと

生活支援拠点をつくっていくという方向で、相談というところに関しまして、しっかりと窓口を設けられるように努めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（堀 格） 5番 松村議員。

5番議員（松村定則） ありがとうございます。川西町だけでの設置は非常に難しいかと思っておりますので、磯城郡3町を含めて広域での支援センターの設置、そちらのほうも御検討いただけたらありがたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 近隣市町村とも相談しまして、検討を進めていくように努めたいと思っております。

御提案ありがとうございます。

議長（堀 格） 次に参ります。3番 福山臣尾議員。

3番議員（福山臣尾） 皆様、改めまして、おはようございます。3番 福山臣尾でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種について。

日本国内においても、追加接種、3回目の接種が実施されることとなりました。国内の感染状況も低水準で落ち着いているようですが、海外においては感染が拡大している国もあり、また、新たな変異株、オミクロン株が日本国内でも確認され、海外からの入国も規制されています。12月からは医療従事者から優先的に追加接種が始まりました。

そこで、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、本町での今後の予定についてお伺いしたいと思います。

3回目の接種券の発送対象者は、原則川西町でワクチン接種を受けられた方で、2回目接種から8カ月以上経過した18歳以上の方になるとお伺いしております。3回目の接種券の発送時期、接種会場、接種可能時期、優先順位について、また、大規模接種会場、職域接種など、本町以外でのワクチン接種をされた方や、他の市町村でワクチン接種をし、その後川西町に移転された方の対応はどのようになるのか。現時点では、ワクチン接種を受けられる期間が令和4年9月30日までとされているようですが、いまだ1回目のワクチン接種を受けられていない方がワクチン接種を希望された場合の対応についてはどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

次に、9月議会において同僚議員から自治体DXについての質問がありましたが、今回、シビックテックの推進についてお伺いしたいと思います。

シビックテックとは、市民とテクノロジーを掛け合わせた造語であります。市民自身がテクノロジーを活用し、社会や地域の課題を解決しようとする取組、シビックテックが、今、世界中で盛り上がりを見せています。市民が活動主体であること、また、市民が自ら地域に関わる問題を発見し、ソリューション、問題の解決策、解決方法などの開発・提供に取り組んでいることが

シビックテックの特徴です。行政機関が民間事業者へ開発をアウトソーシングするという一方通行ではなく、市民と行政が対等の立場で地域の課題や資源を共有し、課題を解決しようとする新たな働きかけが生まれています。

シビックテックの事例といたしまして、自治体でのごみ出し情報アプリ「5374.jp」や北海道で複数の自治体が活用しているヒグマ目撃情報共有サービス「ヒグマップ」、また、千葉市の「ちばレポ」は、道路が傷んでいる、公園の遊具に不具合があるなど、地域のインフラの不具合について情報を発見した市民が市の担当者や他の市民と共有する仕組みであり、市民は自分のスマートフォンで現場の写真や動画を撮り、専用アプリを使って市の専用サイトに投稿します。スマートフォンのGPS機能によって位置情報が添付されており、市の担当者がどこでその不具合が発生しているのかを地図上で迅速に知ることができます。投稿に対しては市の担当者が対応を行うほか、場合によっては、市民が自ら対応して解決を図る場合もあるようです。

シビックテックのメリットは、政治や行政に関する様々な情報が見える化されることにより、それまで受け身であることが多かった市民に当事者意識が生まれ、行政と市民の関係性が変わっていくことにあります。行政と市民が手を組むことで、多様化する地域のニーズに事細かに対応することができ、また、行政自身の業務の削減、業務の効率化が期待されています。

小澤町長の就任時の所信表明の中で、前例主義を乗り越え、創意工夫を引き出していくこと、また、掲げられたプランの一つ、行政改革の推進などにシビックテックの活用が繋がってくるのではないかと思います。

そこで、シビックテックの推進について、小澤町長のわくわくする回答を期待しております。

よろしく申し上げます。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 福山議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン3回目の接種について、本町での今後の予定について数点御質問をいただきました。今後、庁内医療機関の先生方との意見交換会を踏まえて決定していく事項もありますので、現在想定している内容で御回答させていただきます。

まず、3回目接種券発送対象者であります。町のVRS（ワクチン接種記録システム）に登録されている住民の方で、2回目接種から8か月以上経過した18歳以上の方が対象となります。

次に、3回目の接種券発送時期ですが、令和3年5月末までに2回目の接種を完了された町内在住医療従事者については、12月10日頃発送予定であり、令和3年5月11日までに2回目接種を完了されたコロナワクチン接種先行実施分高齢者150名については、12月中旬頃に発送予定、その他の2回目接種完了された方については、2回目接種から8か月以上経過するタイミングで接種できるように、接種券を順次発送していきたいと考えてお

ります。

接種会場についてはけやきホールを想定しておりますが、医療従事者については、人数が限られていることから、保健センターでの接種も含めて検討しているところでございます。

接種可能時期についてですが、国より2回目接種から8カ月経過後とされていることから、町内の医療機関・医療従事者や先行接種実施分の高齢者については令和4年1月中に、その他の方については令和4年2月10日頃から接種可能となり、2回目接種から8カ月経過後の時期が到来されてからの接種となります。優先接種順位の方についても同様であります。

一方、マスコミ等で6カ月経過後から可能との言及もある状況が今ございます。その方針の決定の状況をしっかりと見ながら、可能な範囲で対応することも想定しているところではございます。

大規模接種会場、職域接種会場などで本町以外や他市町村から転居されてきた住民の方の対応についてですが、1・2回目接種を受けられた会場での接種が受けられない、設定されていない場合についても、町の集団接種会場で接種を受けていただくことが可能です。また、他市町村でワクチン接種を受け、その後川西町に転入された方についても、町の集団接種会場での接種を受けていただくことが可能です。ただし、町のVRSワクチン接種記録に登録がない方については、転出先の市町村に接種記録等を問合せし、接種券を発行する必要があることから、コールセンターにお問合せいただければ対応させていただきます。2回目接種の完了後8カ月経過しても接種券が届かない等の方についても、町のコールセンターにお問合せいただければと考えております。

最後に、いまだ1回目の接種を受けていない方がワクチン接種を希望された場合の対応についてであります。

ワクチン接種期間は令和4年9月30日までとされておりますが、ワクチン接種実施期間中は、1・2回目接種を含めて臨時接種を実施することが可能であり、想定されるものとしては、誕生日を迎え、新たに対象年齢を迎える方、療養等のために今まで接種ができなかった方、初回接種を完了せず海外から帰国した方等が国により想定されております。国による説明会では、市町村は追加接種開始後においても1・2回目接種を受入れ可能な体制を確保することとされており、接種機会を継続確保してまいります。

続きまして、福山議員御質問のシビックテックの推進についてお答え申し上げます。

現在、全国のシビックテック推進事例として、クラウドの地図上に位置情報の投稿を共有して、行政と住民一体となって課題解決を行うアプリが数多くでき上がり、成果も上がっていることを認識しております。住民には地域社会の課題解決に対する当事者意識が生まれ、協力していただける土壤ができ、課題解決へ向けた情報やアイデアを積極的に発信していただけるような

点、行政の立場からは、地域ニーズを正しく把握し、適切な対応を迅速に行える点が、特に優れた仕組みだと考えております。地域地図アプリ以外の事例として、新型コロナウイルス感染症関連で空き病床数を公開するアプリなどもあります。これは、オープンデータを活用した事例となります。オープンデータとは、国や地方自治体が保有するデータを誰もが無償で入手でき、容易に加工できるデータのことです。当町では、個人情報を含まない人口をオープンデータとして毎月ホームページに公開をしております。公開するデータを人口以外のものも拡充することは、シビックテックを推進するためには重要な要素となりますので、今後議論をしていきたいと考えております。

また、本町はITを活用して住民一体となって進める取組に関して、いまだ不慣れで推進体制も不十分ではあります。また、シビックテックを活用し、地域の課題を解決するには、行政職員だけではなく、アプリ開発など住民の方々の力をお借りすることが重要になります。このような知識をお持ちの方々、いわゆるデジタル人材の発掘・育成を支援する仕組みなどの前準備から検討していくことが必要と考えております。

また、職員のデジタル活用のスキルアップについては、内部での研修を行うことや外部研修への参加など、能力の底上げを行いたいと考えております。

このような状況の中で、私がまず対策を打つべきだと考えているデジタルデバイドについてお伝えいたします。

昨今の急速な社会全体のデジタル化が進められている中、デジタル技術を使いこなせる方々とそうではない方々のデジタル格差、いわゆるデジタルデバイドの解消が課題となっております。政府では、デジタル社会の実現に向けた基本方針として掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を達成するための支援事業が展開されております。

当町におきましても、この支援を活用しまして講師派遣を依頼し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、スマートフォンの基本的な利用方法やスマートフォンにおける行政手続に関する講習会などを実施することを検討していきたいと考えております。

以上、私からの御回答とさせていただきます。

議長（堀 格） 3番 福山議員。

3番議員（福山臣尾） 詳しい回答、ありがとうございます。

ワクチン接種につきましても、今後また11歳から5歳の方も対象になってくる可能性もありますので、その辺も十分手厚い形での対応をお願いしたいなと思います。

また、うちの話になりますが、うちは医療従事者が2名おりまして、そこに対してはもう接種券は届いておりました。その場所は保健センターという形で通知がありました。その辺、早い対応でありがたいなと思っています。うちの者は病院で接種をするということになっていましたので、接種券が届けば病院に持ってきてくださいということでしたので、そこへお願いしたい

と思います。

それから、接種を町外で受けられたとかいう方については、VRSの登録が基本になっているということなので、移転してきた場合、早めに町のほうに問い合わせさせていただいたほうが時期的には遅れないで済むので、その辺の周知をきっちりと広報なりでやっていただきたいなと思います。

あと、シビックテックについてはいろんな事例がありまして、私にもわか仕込みであまり分からないんですけども、簡単な話でいくと、LINEを使ってグループを作って情報を共有する、これも一部、ある部分で言えばシビックテックに入ってくるというふうに考えていますので、その辺の簡単な部分から進めてもらいたいなと、そういうふうに皆さんが認識できるようにしてもらいたいなと思います。小澤町長の得意な分野でもあると思いますので、まちづくりを頑張ってお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 御質問ありがとうございます。

まず、ワクチン接種につきましては、日々国の意向・方針も変わる状況がありますので、きちんとそれを捉えまして、川西町として滞りなく、きちんと対応できるように努めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

また、住民の方々に分かりやすく発信するという点、心がけねばならないと思っております。

シビックテックに関しましては、私もシビックテックの活動に参加していたこともあるんですけども、市民の方々にふだん町政とか町のことに関わられないような、デジタル人材と言われるような世代の方もそういうものに関わっていただけるという意味で、有意義だなというふうにも考えており、また、違った形でまちづくりの充実にもつながるものと認識しております。

一方で、川西町内のみでデジタル人材の方々がたくさんいらっしゃるわけではないというふうに認識もしておりますので、川西町付近のデジタル人材にも川西町のデジタル化といったものにも興味を持っていただいて、参画してもらえそうなことも考えていって、川西町でデジタルというものに触れやすい環境づくりを進めていきたいと思っておりますので、これからしっかりと検討を進めていきたいと思ひます。

御提案ありがとうございます。

議 長（堀 格） それでは、次に参ります。2番 弓仲利博議員。

2番議員（弓仲利博） 2番 弓仲です。よろしくお願ひいたします。

町行政と自治会の在り方について。

自治会の組織は、1軒1軒の家族状況、家庭状況などの詳細を把握し、土地境界の立会い・仲介はもちろん、隣近所間でのトラブルの聞き取り、仲裁、調整なども含めての地域コミュニティの細部の掌握・充実によって、自治会

内の住民生活は何とか成り立ち、まとまっているのが現状だと考えます。これを少子高齢・人口減少化に伴い国がもくろむ、戸数の少なくなった自治会を幾つかずつまとめて1つの中規模自治会を作るやり方を安易に行ってしまうと、近所間の意思疎通の低下や連帯感や参画意識の低下で、祭礼、慶弔、伝統行事などもやがてなくなり、町内だけの小さな楽しみのイベントや親睦行事も参加率の低下を招き、やがて消えてなくなってしまうのではないかと危惧しています。

少子高齢化による戸数の減少や自治会加盟率の低下が言われていますが、実際の現状は、新規の小さなニュータウンでも、自治会、町内会、町会、区会など呼び名は様々ですが、必ずできるなどで、全国の自治会総数は1992年29万8,400個から、2013年、29万8,700個と、プラスマイナスで微増しており、加盟世帯数も減少はしていないようです。世界的に見ても日本ほど発達した自治会組織は見当たらず、国内行政は、全国津々浦々の数多くある自治会がある程度まとまっているおかげで市町村の行政もやりやすいと、有識者や大学の専門家が重要性を分析しています。

今現在の自治会の持つ充実したソフト面をそのまま役場で全てを掌握して直接行っていこうとすれば、今より数倍の人員と費用がかかってくると言われています。今回のコロナ禍においても、マスクの配布やたびたびの号外の戸別配布なども全て自治会が行っています。

自治会の重要性をいま一度再認識していただき、自治会と役場の連携体制を今まで以上に強化を図るとともに、それぞれの自治会にも土地やため池売却などで財政状況にも大変温度差がありますので、それも踏まえての財政の厳しい自治会への対策金や救済措置の検討も期待します。

最後に、加えて現役の役場職員が率先して、あるいは義務的に地元の自治会活動へ参加をする、また、自治会の役員・幹部を引き受けることによって、自治会内の実質的な運営、活動内容、問題点、苦心点などが正確に把握できるようになり、よりの確な行政の提案・展開もできるようになると考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 弓仲議員の御質問にお答えいたします。

本町の自治会は、行政と地域住民を結ぶ組織として、様々な行政サービスを共同で担うなど重要な役割を果たしていただき、地域住民の福祉向上やコミュニティ醸成に大きく貢献していただいております。また、近年の各地の大規模災害において、近隣住民の助け合いや支え合いが地域の再生や復興において大きな役割を果たすなど、共助の基盤である自治会の重要性が注目されているところです。

このことから、本町では、円滑な行政運営には自治会の御協力が必要不可欠と考え、これまで、その活動を支援する財政措置や、自治連合会との意思疎通を図るための意見交換会など、連携体制の構築に注力してきていると認

識しておりますし、これからもそれを進めていく方針でございます。

さらに、直面する人口減少、少子高齢化、情報化、グローバル化の進展、ライフスタイルの多様化などにより、地域課題も複雑化・多様化していく中で、行政だけで対応・解決できない問題が増大していくことが予想され、自治会の役割がますます重要になってくると考えており、議員のおっしゃるとおり、今まで以上に連携強化を図ってまいらなければならないと考えています。

そのため、自治会組織を維持継続していくための必要な支援策についても、自治会の御意向をお伺いしながら、引き続き検討してまいりたいと考えています。

また、職員の自治会活動への参加についてであります。職務外での活動について強制したり義務化はできませんが、役場としては、地域住民の一員として参画する意識醸成や地域と行政との橋渡し役を担ってもらえることを期待しまして、自治会活動等の地域活動に職員が参加しやすい環境づくりを進めてまいりたいと存じます。

引き続き職員の参加を奨励し、役場と地域との関係づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、御回答とさせていただきます。

議長（堀 格） 2番 弓仲議員。

2番議員（弓仲利博） 昨日、ちょうど自治連合会の臨時総会がございまして、私がお時間をいただきまして法人格の地縁団体のプレゼンをさせていただきましたけれども、そちらのほうも、全国的に見た地縁団体・組織というのは、規約書とか毎年の決算書など、いろいろきちっとそろえるということになりますので、役場としても地縁団体推進の奨励をしていただきたいと思いますので、その辺、どうお考えかということと、それから、役場職員の皆さんの地元自治会への参画、こちらのほうもぜひとも——忙しいのは民間も全ての人が同じ条件で、忙しい中での参加というのがありますので、できたら積極的に地元の自治会へ、そしてまた役員とかも引き受けいただいて、積極的に活動していただきたい。そうすることによって内情も分かってくる、そしてまた本町の提案というのもより正確なものが出てくるんじゃないかと思いますが、その辺について一言お願いいたします。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 昨日も地縁団体化についてのプレゼンテーションをありがとうございました。

それぞれの自治会にこれまでの歴史等あるかと存じますので、それも踏まえていかねばならないとは考えますけれども、地縁団体化は、今後の問題を未然に防いでいくという点では大変有意義なことだというふうにも考えておりますので、引き続き周知等に努めていきたいと考えています。

また、職員の自治会等への参加についてでございますけれども、先ほどお伝え申し上げたとおり、そういった活動への参加を強制したり義務化をできる立場にはないんですけれども、ほかの自治体におきましても地域の活動に

積極的に参加することを促したり、そうすることで住民の方々の目線を知ったり、その目線に立って業務に当たるといったことが可能というような考え方も広まってきている現状がございますので、そういった地元川西町内での活動への参加というものがしやすい環境づくりをより進められたらというふうに考えます。

以上、御回答とさせていただきます。

議長（堀 格） 2番 弓仲議員。

2番議員（弓仲利博） ありがとうございます。期待しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（堀 格） では、次に参ります。7番 福西広理議員。

7番議員（福西広理） 改めまして、皆様、おはようございます。7番 福西広理でございます。議長の許可をいただきましたので、事前通告書どおり、空き家及び耕作放棄地問題について質問をいたします。

2年前の令和元年9月議会でも同様の内容の一般質問を行っておりますが、本町にとって重要課題でありますので、再度質問をさせていただきます。

日本の人口減少に伴い、本町においても人口が減少してきており、空き家や耕作放棄地の問題が増加傾向にあります。このことに早急に対策を行わなければ、住民の生活環境の悪化や地域の住宅価値の低下と、悪影響がでてきてしまいます。

空き家対策に関しましては、政府より平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本町におきましても、平成28年より川西町空家対策等計画を策定され、空き家対策に取り組んでこられたと思います。5年が経過し、国土交通省から本年6月に新たな特定空家等に対する措置に関するガイドラインが示されました。

そこで、現在の本町の空き家の実態、これまでの取組の評価、今後の取組についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、本町の農業におきましても同様に、農業従事者の高齢化により、担い手不足が発生してきております。こちらにつきましても、本町の耕作放棄地の実態、これまでの取組の評価と今後の取組についてお聞かせいただきますよう、よろしくお願いたします。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 福西議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の1点目、現在の空き家の実態及びこれまでの取組等についてでございます。

本町では、平成29年度に策定いたしました第1次川西町空家等対策計画に沿って空き家対策を進めてきております。当該計画は、本年度で計画期間満了を迎えるため、令和4年度からの第2次川西町空家等対策計画策定に取り組んでいる最中でございます。

現在の町内の空き家の実態に関しましては、平成27年度に引き続き令和2年度に町内の空き家の実態を調査した結果、平成27年度に本町で把握していた空き家が186軒であったのに対し、令和2年度の実態調査では223軒となり、37軒増加していることを確認いたしました。このうち利活用できる可能性のある物件が全体の80%以上あり、今後の課題といたしましては、この利活用できる空き家をいかに市場流通させるかが重要な課題となっていると感じております。

利活用に関する取組につきましては、地域活性化に資する目的で空き家を有効活用する団体を支援する川西町空き家再生等推進補助金制度の要綱整備に取組ました。除却に関する取組につきましては、倒壊等の危険性が高い空き家の所有者等が自ら除却を行う際に要する経費の一部について予算の範囲内で支援する川西町危険空き家除却費補助金として2件の交付実績がございます。

また、所有者等が存在せず、近隣に多大な悪影響を及ぼしている空き家を特定空き家等と認定し、奈良県で初めて空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行を実施しております。

一方、民間やNPOのノウハウを取り入れた協働による取組も重要であります。そこで、特定非営利活動法人空き家コンシェルジュと川西町空き家バンクを共同運営し、町内の空き家の流通促進に取り組んでおるところでございます。そして、この空き家バンクを積極的に活用していただくため、令和3年4月には、既存住宅状況調査の補助制度を創設し、空き家を安心して取引することができる市場環境の整備に努めております。

また、空き家問題といたしましても、相続や建築など様々な問題をはらんでおります。そこで、本町では、奈良県司法書士会及び奈良県建築士会と空き家対策等に関する協定を締結し、専門家との連携も進めてまいりました。加えて、民間企業と行政のお互いの強みを生かした持続可能な官民共創を目指し、国土交通省の住宅市場を活用した空き家対策モデル事業にAIによる解体費用シミュレーター活用促進事業が採択されたことを受け、解体工事会社と施主をマッチングする一括見積りサービス、解体に関するコンシェルジュサービスを手がける株式会社クラッソーネと空き家除去支援に関わる連携協定を締結いたしました。

空き家はあくまでも個人の財産ですので、一義的な責任は所有者やその管理者であることは変わりませんが、空き家対策は地域の方々とともに一体となって進めてまいらねばなりません。行政として、所有者等に寄り添った支援を目指し、利活用と除却の両輪で包括的な空き家対策を推進していきたいと考えております。

続きまして、2点目の御質問であります。耕作放棄地の実態につきましては、現在、耕作放棄地率は、全体農地の面積211ヘクタールに対し、耕作放棄地面積5.7ヘクタールで、耕作放棄地率2.7%となっております。

参考までに、全国の耕作放棄地率は、平均で6.0%、奈良県は平均6.5%であります。

これまでの取組としましては、農地パトロールによる耕作放棄地の確認作業を進め、農業委員の皆様と連携させていただきながら、所有者に適切な管理を促すとともに、今後の農地利用意向調査を行い、所有者が貸したいと考えられている農地については、奈良県農地中間管理機構と連携しながら、担い手とのマッチングを実施するなど、耕作放棄地を増加させない対策を行わせていただいております。令和2年度では23件、2万9,549平米を担い手等にマッチングし、耕作放棄地抑制に努めてきております。

議員のお述べのとおり、本町におきましても人口減少、後継者不足等により増加する空き家や耕作放棄地、特に適切な管理が行われていない空き家の存在が、防災、衛生等地域住民の生活、営農環境に深刻な影響を及ぼしている実態があり、そのことが結果として地域の活力そのものを低下させることとなりますので、早急な対策を講じる必要があると考えております。

空き家問題、耕作放棄地問題を含む本町を取り巻く様々な課題について、関係機関と連携強化を図るとともに、民間を活用した取組を模索しながら、よりよく安心安全な暮らしづくり、未来世代に誇りを持って引き継ぐことができる川西町づくりを合い言葉に、持続可能なまちを目指し、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、御回答申し上げます。

議長（堀 格） 7番 福西議員。

7番議員（福西広理） 御回答ありがとうございます。

様々な対策を行っていただいているということをお聞きできました。特に耕作放棄地対策では、担当課の職員の方、また農業委員の方々の御尽力により、耕作放棄地の面積がかなり減少しているということに関しましては、まずは関係者の方々に礼を申し上げたいと思います。引き続き、新規就農者の育成など、農業の担い手確保に取り組んでいただきますことをお願いいたします。

次に、空き家の状況についてですけれども、平成27年から令和2年度の5年間で37軒増加、約20%が増加しているということですが、こちらに関しましては、まだまだ対策の改善を行っていかねばならないと思います。特に市街化調整区域、いわゆる市街化を抑制する地域とされている地区、また市街化区域であっても古くからある自治会で、道路の幅が狭かったりして車両が入れない、入りにくいという地域の空き家が顕著化してきております。空き家の除却が進まない理由の一つとして、空き家を取り壊すと土地の固定資産税の軽減措置が適用されなくなり、税額が最大約6倍程度になる、そのようなことを懸念して取り壊し先延ばしにしておられる所有者の方もおられます。

ここで質問ですけれども、市街化調整区域等においては、この固定資産税

の軽減措置を除却後も適用できる条例の制定などは今後川西町では検討されないのかをお伺いしたいと思います。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 福西議員より御質問いただきました固定資産税免除についてでございます。

議員御認識のとおり、空き家除却後の更地については、固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が急増することから、空き家の解体が進まない状況がございます。老朽危険空き家の除去後の土地に対する固定資産税を減免する条例を制定し、老朽家屋の解体・除却の促進と地域住民の生活環境の改善を図る取組を実施している自治体もございますが、税の公平性の観点や、対策として適切かといった観点もあり、全国的に見て減免制度を導入している団体は少ないと認識しております。

減免制度の導入につきましては、先進地事例及び近隣市町村の情報収集に努め、また、固定資産税減免に対する法整備や指針の動きについても注視していきたいと考えております。

議 長（堀 格） 7番 福西議員。

7番議員（福西広理） 2015年に施行されました空家等対策特別措置法では、特定空き家に指定された場合も軽減措置の対象外となっておりますので、空き家を放置していても税金が上がるんだということを所有者の方にその点もしっかりと周知をしていただくことをお願いしたいと思います。

次に、市街化調整区域であっても活用ができる空き家についての対策ですけれども、例えば農地とセットにして貸し出したり、また販売したりして、川西町への移住者を呼び込む施策というのを検討されないでしょうか。少し時代の波に乗り遅れてはおりますが、他町村で行われております地域おこし協力隊の活用なども含めて、本町の方針をお聞かせいただけますでしょうか。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 特定空き家の税金が上がるということについて周知することとは、取組の一つとして有効な可能性もあると思いますので、それが本町の状況に適切かどうかも含め検討した上で、実施するかどうか検討したいと存じます。

また、空き家と農地をセットにした空き家問題対策についてです。

空き家バンクと農地をセットでの登録システムについて、空き家コンシェルジュ等に相談するなど、関係機関と連携して、空き家及び農地の活用による移住促進並びに地域住民の居住環境の保全に関する施策の推進を図り、地域活性化に努めていきたいというふうに考えます

また、農地を取得する場合、農地法第3条による下限面積20アールの要件がございます。空き家と農地をセットで活用された場合の下限面積の緩和検討、先進地事例の情報収集に努め、新たに農地を取得しやすい環境を整備するとともに、空き家と農地をセットにした移住促進の仕組みづくりについ

て取り組んでまいりたいと考えます。

また、最後にありました地域おこし協力隊の活用についてでございますけれども、この制度に関して国等からのお金が使えらる自治体と使えない自治体があると認識しておりまして、川西では使えないというふうには今は認識しております。これが有効かどうか、また地域の連携についての仕組みづくり等の事例も研究いたしまして、空き家の増加抑制に取り組んでいくべく努力していきたいと存じます。

以上、回答とさせていただきます。

議長（堀 格） 7番 福西議員。

7番議員（福西広理） ありがとうございます。空き家や耕作放棄地の問題というのは、それぞれ1件1件要因や背景が異なっておりますので、一様の対応では解決できない問題であり、本町職員のマンパワー、人数では全てをカバーし切れないというのも承知はしております。

しかし、先日、本町と民間企業との連携協定を結んでいただきました。民間のノウハウを活用するような取組、また、先ほど福山議員から一般質問でございましたように、シビックテックが起こるような仕組みづくり、このようなものもしっかりと活用して問題解決を行っていただきたいと思っております。

最後に、小澤町長へのお願いなんですけれども、答弁の中で、先進事例や近隣市町村の情報を収集して検討するというのを数点おっしゃっていたと思っております。それも大事なことだとは思いますが、小澤町長には、もっと攻めた、川西町が近隣市町村の先進事例となるような取組、また、住民の皆さんがわくわくできるような施策をしっかりと打ち出していただきますことを御期待申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 福西議員からいただきましたように、川西がいい意味で先進事例となっていくように、私も勉強し、そういった施策を打っていけるように努めていきたいと存じます。

お言葉ありがとうございます。

議長（堀 格） 12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 改めまして、おはようございます。12番 芝 和也です。前の7人に続きまして町長に質問いたします。

内容は、さきに通告してありますように、スーパーシティ構想についてと、子どもの歯の矯正治療への手だてについてであります。

まず、1点目のスーパーシティ構想についてであります。

皆さん御承知のとおり、先月5日、大和平野中央プロジェクト構想を国のスーパーシティ構想へ乗せていくべく、キックオフ会議が開かれまして、現在、本事業が進められているところであります。主体は奈良県で、本町は地元との調整係的な立ち位置にいることとなりますが、承知のとおり、国が進

めているこのスーパーシティ構想とは、規制緩和によって移動・物流・行政・医療・介護・教育・エネルギー・水などの生活全般にわたって収集したデータを丸ごと活用しまして、それを人工知能で解析することにより社会に還元して、利便性の向上につなげるものとされている構想であります。つまり、これら個人情報のビッグデータ化と、その利活用が理想の未来都市構想ということでありますので、その推進には住民全員のあらゆる情報が丸ごと収集される仕組みづくりということでありまして、言い換えますと、自分のデータが丸ごと、本人の意に介さずに管理される仕組みづくりが本構想ということに相なります。

そこでお伺いしますが、この辺の個人情報等の状況に関して、町長はいかに認識をし、どう評価しておられるのか、御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

また、何事におきましてもそうですが、新たな取組に対する判断基準を行政としては住民にお示しをし、その意を把握して、その意向に応じた対応が行政の務めと心得ますが、この辺はいかに認識しておられるのか、町長の御所見を併せてお伺いいたします。

次に、2点目の子どもの歯の矯正治療への手だてについてであります。

現在、本町の小学校の歯科健診の結果、要治療とされた場合の受診率が低下傾向にありまして、昨年はコロナの影響もあり、一層下がり、たまたま3割強という状況にあります。要因は種々ありまじょうが、要治療になっても保険が適用されない項目が存在していることも相まって、今日の現状に現れている側面は拭えないものと考えます。

日本学校歯科医会は、歯並びが悪いと全身に影響を及ぼすため、健診項目からは歯列咬合を外せないとしており、学校健診で要治療となった場合、保険が適用されない項目はこの歯列咬合だけであると指摘しているとおおり、健診で要治療となった場合、健診項目にありながら、歯並びの矯正治療だけ保険が適用されませんので、おのずと全額自己負担となっているのが今日の制度上の問題であります。

そこでお伺いしますが、この辺、こうした制度上の不備を補完するべく、町としての手だての必要性について、町長の率直な御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上、御答弁、よろしくお願ひいたします。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 芝議員の御質問にお答え申し上げます。

スーパーシティ構想とは、自動運転や遠隔教育、遠隔診療、行政手続のフルオンライン化、キャッシュレス決済など最新技術を活用したサービスを日々の暮らしに実装することによって、住民が住みたいと思う、よりよい未来社会を先行実現するものと認識しております。

先般、知事から、国のスーパーシティ構想の目指すところは大和平野中央

プロジェクトの目指すところと一致する部分が多いことから、このプロジェクトをスーパーシティ構想として議論を深める旨を明言されました。

川西町としましても、人口減少、超高齢化、労働人口の減少等が急速に進む社会において、先端技術、最先端技術を活用して地域課題の解決や住民生活の向上が期待できると感じており、スーパーシティ構想の実現に向けて協力していきたいと考えております。

さて、議員の御質問のあらゆる情報が丸ごと収集され、本人の意に介さず管理されることについてどのように考えているかということについてであります。これは、個人データの第三者への提供と監視社会への懸念を指摘されているものと存じます。これらについては、スーパーシティ関連法の改正におきまして国会で議論されており、その内容を抜粋引用して説明させていただきます。

まず、第三者への提供についてですが、スーパーシティ構想では複数の分野をまたいだデータの連携・共有が想定されており、そのために個人に関わるデータが適切に保存され利用されるのかが懸念される点です。この点に関しては、当時の北村地方創生担当大臣が衆議院本会議において、データ連携基盤整備事業者及びサービス事業者には個人情報保護関連の法令遵守をこれまでと変わらず強く求めることによって、住民の意向に反するようなデータ提供の求めや運用がされることはない旨、答弁をされています。

次に、監視社会への懸念についてですが、データ連携・共有を図る中で、個人の行動履歴も活用されることにより監視社会のようになり、プライバシーが侵害されることへの懸念が指摘される点となります。この点に関しましても、参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会におきまして、北村大臣が、個人の行動履歴を個人が特定可能な形で用いる場合は、法にのっとり、個人の同意を得ることが必要となるため、個人の意向に反するような市民監視社会になるとの指摘は当たらない旨、答弁をされています。

したがいまして、議員御指摘の自分のデータが丸ごと意に介さず管理されるという御心配には及ばないものではないかと存じておるところです。

また、住民の意向に応じた対応ということについてであります。新たな取組に限らず、説明責任は極めて重要と考えており、私は、町行政に関する情報発信を適切に行い、これに対する住民の意向を把握しながら、着実に町政を進めていかなければならないというふうに考えております。そのため、住民の代表であります議員の皆様とは、これまで以上に情報共有、意見交換を行い、また、各種検討会議等における住民の皆様への参画や、広報、ホームページでの情報発信の強化、アンケート調査やパブリックコメントを含む様々な手法により住民の意向調査を行いながら、適切な町政運営を行ってまいり所存ですので、皆様におかれましても、町政運営に対する御理解、御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、芝議員の2つ目の御質問にお答え申し上げます。

議員も御承知と思うところでございますが、学校で行う健康診断は、健康保持増進のための健康状態の把握が目的であり、地域の医療機関における個人を対象とした健康診断や疾病の診断とは目的を異にするものであります。また、学校における健康診断は、詳細な臨床検査を基に行うのではなく、「異常なし」、「定期的観察が必要」、「専門医による診断が必要」にスクリーニング、すなわち分類・選別することを目的としています。取り上げるべき健康上の問題も、出現頻度の高いものだけでなく、たとえその頻度は低くとも、早期に発見し、処置することが児童生徒等の生涯の健康にとって有益なものであれば、積極的に取り上げることも必要となります。

こうした考えは、歯科健診を行う上でも同様であり、歯科医学の立場から現在推進されている、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという8020運動の達成を目指して、歯・口腔の正常な育成と疾病等の予防を図ることが重要とされています。

児童生徒等の歯科検査は、視診、触診によって顎関節、歯列咬合、歯垢の状態、歯肉の状態、虫歯等の歯の状態、その他の疾病等を検査項目としており、検査の基準については、文部科学省通達、「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足事項について」において、歯の疾病及び異常の有無の検査は、処置及び指導を要する者の選定に重点を置くこととなっており、治療すべき疾病のある者だけではなく、保健指導を要する者も健康診断の際にスクリーニングするとしています。つまり、歯科検査の歯列咬合の項目に関わる判定は、矯正治療の必要性を判断するというのではなく、そのような歯列咬合により将来口腔や全身の健康にとってどのようなリスクが考えられるかを認識させることを目的としています。

歯科検査における歯列咬合の項目について指摘を受けたことがきっかけで、歯科医による矯正治療を受けた場合においても、議員御指摘のとおり、医療保険の適用外であることは承知しております。歯科矯正治療が医療保険の適用外となっていることについて、厚生労働省は、「公的医療保険は疾病や負傷に伴う療養に給付するものであり、歯科矯正は見た目などの審美的な要素も含まれるので、原則として適用外にしている。歯科矯正は、歯並びやかみ合わせに問題がない人が口元をきれいに見せる場合に行う場合もあり、美容目的と治療との線引きが難しいため、歯科矯正に保険を適用する症例は、難病など53種類、疾患や永久歯が3本以上生えてこないことに起因するかみ合わせの異常、顎変形症の手術に限っている」と説明しています。その一方で、「今後どうしていくかは、歯科関係学会の意見も踏まえて検討していく余地がある」とも説明しています。

小学校の歯科健診項目に歯列咬合があるのに、歯並びの矯正治療の保険適用がないことが制度上の不備かどうかについては、歯科検査の趣旨、目的を踏まえたとき、歯科矯正治療に対する厚生労働省の見解に理はあると考えるため、町独自の支援制度の創設について、現時点では考えておりません。

なお、今後も歯科関係学会の御意見や厚生労働省の動向について注視してまいりたいと思います。

御回答は以上となります。

議長（堀 格） 12番 芝議員。

12番議員（芝 和也） まず、スーパーシティ構想ですが、心配は要らんよと、こういうことかと思えます。実際、大和平野中央プロジェクトで本町部分に施設ができることで、それがどうなって、どこまでスーパーシティ構想との関連で情報収集等がどうなっていくのかというのはありますが、いずれにしても、スーパーシティ構想そのものの構想は、現在本町も含めて全国の市町村が保有している個人のプライバシーも含めた情報を既にいろんな取引で住民の皆さんが個々に銀行でありますとかカード会社でありますとか、その他サービス、インターネットで買物するとか、いろいろやっておられるところで情報を提供して、個々に活用されているのは利便性向上につながっていますし、非常に便利でいいことですし、本人同意に基づいてやられているんですけども、これが全部、丸ごと、全ての情報が収集されてしまうと。現在の個人情報保護法制上は収集することは合法ですので、一括して一元管理されて情報が収集されてしまうという仕組みなので、そこに発生する心配の有無は別にして、情報が丸ごと収集されてしまう仕組みだという認識は町長も共有できると思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 情報が共有される仕組みがスーパーシティ構想の一部であるということでしょうか。（芝和也議員「情報が丸ごと収集されて一元管理されてしまうと。全ての情報が収集されて一元管理されてしまうというのが、この仕組みの一番大本だと。中身はいろいろあるにしても、仕組みとしてはそういうことやという認識はどうかという話です」と呼ぶ）

スーパーシティの方向性を究極的に言ってしまうと、そういうことになるということかと存じますが、究極的に全てがそうなるということにいきなりたどり着くものではないというふうに思いますので、情報を一部の機関が持っていることで、非効率であったり無駄が生じるというものをなくしていこうというのが今の課題解決せねばならない点ということで、そういった情報共有を今するべきであるという議論があるというふうに私は認識しております。

議長（堀 格） 12番 芝議員。

12番議員（芝 和也） 個々のプロセス、中身で具体的にまちづくりを進めていく点でどういう情報を渡していくか、出ていくかということは個々別々の話になりますけれども、一番大枠、スーパーシティ構想、国が目指す未来都市構想の情報データの収集の仕組みというのは、全ての情報が共有されて一元管理されていくということは、そういうことやというふうに思われたかと思いますが、プライバシーの保護、個人情報の保護、これはもう大前提として欠

くことができない自治体の仕事やというふうに思いますので、そののところが住民の皆さんに対しても、行政としては今全体の流れの中でいろんな情報がこういうふうに共有されて、連携を進めていくことによって、皆さんの情報がこういうふうに活用されていますよというふうなことをきちんと周知をされて、皆さんに「俺の情報は今こういうふうに使われてんねんな」ということが分かる、そういったことを町としては最低限示していくことが必要ではないかと思いますが、そこら辺についての構想はいかがでしょうか。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 議員御指摘のとおり、プライバシーを守るという観点は、行政ももちろんきちんと意識せねばならない点というふうに認識いたします。

その上で、そういった情報を共有するという点に関して、住民のほうにもきちんと周知を図りながら行っていくということは、現在の社会状況を踏まえて法が整備されていくわけでございますけれども、その法にのっとってきちんと行うべきものというふうに認識しますので、そのように取り組みたいと思います。

議 長（堀 格） 12番 芝議員。

12番議員（芝 和也） それはそのとおり、法にのっとってやってもらうのは当然の話であります。あえて、わざわざ川西町として住民の皆さんに、この法の下にこういうふうに情報が提供されていますということを逐次周知をして、皆さんに知っておいてもらう。町が持っている情報を活用していろんなサービスにつながるということで、利活用で利便性につながるわけですが、町が預かっています皆さんの情報はこういうふうに使っていますという周知を、わざわざ、あえてしとく必要があるのではないかと、こういう話がありますが、いかがでしょうか。

議 長（堀 格） 副町長。

副町長（森田政美） 個人情報保護条例の中で、現在川西町が持っている個人情報について外部に提供する場合については、年に1回ちゃんと公表はさせていただいております。

役場内でその情報を共有する場合には、外部提供申請書というのを情報提供課に求めて、それをもってやっていますし、それ以外のことは同意書がないとできないことになっておりますので、その辺は個人情報保護条例に定められた運営をやらせていただいていますし、定められた公表を住民の方にさせていただいていると認識しております。

議 長（堀 格） 12番 芝議員。最後。

12番議員（芝 和也） 現行、これまではそういう対応で来てたわけなんですけど、流れが変わって、新たな方向でスーパーシティ構想というのが出てきて、それで新しい方向に情報がどんどん共有されるという流れにありますので、それに向けた新たな対応ということでもあります。

歯科の話は時間がなくなってしまいましたので確認だけしときますけれど

も、結論としては、手だては考えてないと。歯の矯正治療についての町としての手だては考えてないと。必要性については、美容とかもあるから、厚労省ではそこには保険は使えないよということやけども、今後そういった内容が変わっていくこともあるので、その辺は注視しとくと、こういうことやったかと思います。

子どもの歯の健康維持について、町長自身は、美容云々は横へ置いといて、歯並びと体の健康維持、成長の過程で治しておかんとあかんということについて、町長はどう思っているか、最後にそれだけお聞きしておきます。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 子どもの健康が重要であるということはもちろん認識しており、その中の一部が歯のかみ合わせであるということはもちろん認識しております。また、歯のかみ合わせによってほかの部分に関しても不具合が出てくる原因になる点もあるというようなことは、認識として持っている次第です。

議 長（堀 格） これをもちまして一般質問を終わります。

総括質疑に入ります前に、申合せ事項について事務局長より説明させます。
事務局長。

議会事務局長（中川辰也） 説明いたします。

総括質疑は、申合せにより制限時間30分、質問回数2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（堀 格） それでは、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました議案第52号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第63号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について及び承認第4号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についての議案12件、承認案1件を一括議題といたします。

去る7日、当局より提案説明が終わっておりますので、総括質疑通告順により質問を許します。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 12番 芝 和也です。それでは、総括質疑、過日の本会議で上程されましたうち、議案第52号、一般会計補正予算と議案第61号、デイサービスセンター条例の一部改正、この2つについて若干お尋ねをいたします。

まず、一般会計補正ですけれども、進められております学童保育の増築についてであります。

諸般の事情から、当初の計画から状況が変わってきておりますが、いずれにしましても、今年度で設計を完了して、来年度、建物を建てるという流れになっているようですけれども、この計画の進捗について、計画どおり事が

進むのか、その辺、具体的な状況は今どういう見通しを立てているのか、説明をいただきたいと思います。

それから、その間、学校の空き教室を活用した代替措置として現在学童保育が運営されていますけれども、この辺、計画が仮に延びたとしましても、学校との関係で支障を来すことがないのか、その辺についてもお尋ねをいたします。

一般会計でもう1点、児童手当のシステム改修もそうですけれども、保健センター費で見ている住民の健診結果を全国的に共有するべく、マイナンバーを活用したシステムの改修に組まれています。これらは既にそれぞれ本町が持っている住民の皆さんの個人情報を利用してデータの集約化が進められている取組の一つでありますけれども、内容は、それぞれ共有することによって利便性向上につながるものなんですけれども、そのサービスをやっていると思ったら、こういうデータを渡していくことになりましてけれども、その辺、情報漏えいのリスクの警戒も怠れないと思います。その辺は、町として情報漏えいを避けるべく手だてを取れるのか否か。もうこれはシステム改修して情報を乗せてしもたら任せっ切りになるので、そこは厳しいのか、その辺について説明をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの一般質問でも触れていましたけれども、流れとしては、こういった情報の共有がどんどんと増えていっているという流れにありますので、そこら辺、質問が重なりますが、役場が預かっている皆さんの情報はこういうふうに活用していますという周知を逐次きちんと常にしていくことが必要ではないかと思いますが、その辺についてお尋ねをいたします。

61号のデイサービスセンターの条例一部改正についてであります。

これは、ぬくもりの郷で提供している食費の額を条例で定めていたものから外して、町長の承認を受けて指定管理者が定める額とするということに内容を変更する改定案であります。今までは条例で何ぼと決めてあったやつを、今後はそこから外して、町長の承認を受けた額ということで進めていくということですが、今後はこの額に関して町としてこの程度の額で提供してほしい一定の基準を持って臨むのか、それとも事業者が提示してくる額に応じて都度変更していくことになるのか、その辺の具合について説明をいただきたいと思います。

それと、そもそもこの費用そのものは、利用者と介護事業者との契約による実費負担ということでこれまで来ている経緯もありますから、介護保険の外の話でありますので、今般改定することによって食費が上がりますけれども、その上がる分、町が工面して個人負担の膨らみを避けていく必要があるのではないかと思います。その辺、する、せんの問題はありますけれども、その辺についての意向をお示しいただきたいと存じます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（堀 格） 中森健康福祉課長。

健康福祉課長（中森委香） 芝議員の一般会計補正予算についてお答えいたします。

まず、1つ目の学童保育についてですが、議員の皆様も御承知のとおり、近年における学童保育ニーズの増加に対応すべく、本町では現在、学童保育所増設事業を進めているところでございます。また、本年度において設計業務、来年度において建築工事を行い、令和5年3月完成を目標に事業を進めております。

さて、議員御質問の当該事業の進捗状況についてであります。当初においては、現学童保育所本館の北側の土地を増築場所として考えておりました。また、本町といたしましては、入所対象児童を6年生までとする国の方針にできる限り準拠して、学童保育の提供を行っていきたいと考えております。しかし、学童保育所本館北側の土地は、町有地ではなく個人3名の共有名義の土地であり、そのうち1名の方に売却の意思がないことを確認いたしました。

以上のことを踏まえ、今後の入所希望児童数の見込みも勘案しますと、必要な保育スペースの確保は、現学童保育所本館北側の土地では難しいとの判断をするに至りました。

学童保育所の主たる目的は、放課後における児童の安全な居場所の確保であることから、増築場所についてもその目的を達成できるものである必要があります。できるだけ小学校の近隣で候補地の検討を行ったところ、川西小学校の西側にある土地を買収し、増築場所とする計画で事業を進めているところでございます。

今申しましたとおり、増築場所が当初の計画と大きく変更となり、土地の不動産鑑定や補償調査といった土地買収に係る手続、また地質調査等を行う必要が生じたことにより、その手続等を速やかに進めるべく、本議会において補償調査や地質調査等の経費について補正予算をお願いしたところです。

一方、新学童保育所が完成するまでの間における保育スペースの確保策として、小学校の普通教室等を利用させていただいている件については、放課後における児童の安全な居場所の確保といった目的だけでなく、近年の本町における学童保育のニーズの増加といった実情を御理解の上、学校の御協力をいただきたいと考えており、教育委員会と協議を進めていきたいと思っております。

次に、2つ目の保健センター費についてですが、近年における急激な少子高齢化及び人口減少により、さらなる健康寿命の延伸に向けた取組を進めることが重要となっております。そのための取組の一つとして、世界的には個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等の情報を電子記録として本人や家族が正確に把握できる仕組みであるパーソナルヘルスレコード（PHR）の考え方が広がっています。この考えの下、全国において令和2年度から特定健診、乳幼児健診等の結果について、令和3年度から薬剤情報について、マイナポータルによる情報提供が開始されております。これに加え、健康増進法に基

づくがん検診などの自治体健診結果についても、令和4年度早期においてマイナポータルによる情報提供と自治体間での情報共有の開始が予定されているところです。

これらの情報提供や情報共有は、自治体中間サーバーを活用して行うものとして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の別表第2、第202項の2に定められております。

今議会において補正予算をお願いした住民健康管理システム改修費用は、自治体サーバーを活用して情報提供や情報共有を行うに当たり、健診結果情報を国が定める標準的な様式で用いるためのシステム改修の費用であります。また、健診結果情報は、特定個人情報として位置づけられることとなります。

議員の御質問にある情報漏えいのリスクに対する対策についてですが、本町においては、マイナンバー法第28条の規定に基づき、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に対する評価、いわゆる特定個人情報保護評価を実施しております。特定個人情報保護評価は、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを事後ではなく事前に分析し、そのリスクを軽減するための措置を講じていることを自ら確認し、また、特定個人情報を取り扱う者が入手する特定個人情報の種類、使用目的、方法、安全管理措置等について住民に分かりやすい説明を行うものです。

これらの安全管理措置等に関する内容は、特定個人情報保護評価書として年に1回見直し及び公表を行っております。

以上のような取組により、住民個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防ぐだけでなく、住民の信頼の確保に努めております。

一般会計補正予算については以上です。

議長（堀 格） 栗林長寿介護課長。

長寿介護課長（栗林美子） 続きまして、芝議員の3つ目の質問であるデイサービスセンター条例の一部改正についてお答えします。

デイサービスセンターの食費については、これまで600円とし、消費税増税後も指定管理者の経営努力により同金額を維持してまいりました。しかし、今般の食材価格の上昇などを受け、現行の食費ではこれまでと同等の献立で質と量を維持することが困難となり、指定管理者から食費増額の要請がありました。食事は高齢者にとっての楽しみであることから、質や量を維持し、魅力ある食事提供のために食費を見直すもので、現行の600円から630円に引き上げるものであり、引上げ率は5%となります。

議員お尋ねの食費に関する今後の町の姿勢としましては、食材料費の上昇や消費税の影響など諸般の事情により判断していくこととなるため、一定の基準を持つことは難しいと考えております。指定管理者から提示された額に応じ、承認する方向ではございますが、指定管理者の食材料費抑制の取組状況や学校給食費等の値上げの状況なども参考にしながら、食費の妥当性を確

認してまいります。

次に、利用者の食費負担に対する町からの補填・軽減措置についてですが、食事の提供については、そもそも利用者と事業者との契約に基づいて定められるものであり、在宅と施設の給付と負担の公平性から、食費を保険給付の対象外とした法の趣旨から勘案すれば、一律に食費の一部を町が負担することの妥当性については疑問があるところです。奈良県に確認したところ、県内で独自の施策として通所系サービスの食費軽減を実施している市町村はありませんでした。

一方、現行では介護保険事業の特別対策として、社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担軽減制度による助成事業があります。これは、低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的な役割の一環として利用者負担を軽減するもので、この制度は、社会福祉法人及び自治体に特別に認められているものです。軽減対象者は町民税非課税世帯で、年間収入や預貯金など要件がありますが、利用者が負担する1割の介護サービス利用料と食費、居住費が対象となり、その4分の1が軽減されます。これまでこの制度の利用の該当者はありませんが、サービス利用料や食費等の利用者負担の影響による利用控えがないよう、ケアマネージャー等に制度の周知を図り、利用促進を図ってまいります。

デイサービスの一部改正についての回答は、以上とさせていただきます。

議長（堀 格） 12番 芝議員。

12番議員（芝 和也） まず、学童保育のほうですけれども、今年度に設計をして、来年度建てて間に合わず方向で進めてますねんけども、それは目指すけども、いろんな事情が起こって、流れがちよっと後ろへ行くというふうなことも起こり得ることはあるけども、学校との関係でも、開設するまでは今の状態を続けていって、支障が出ることをないようにすると、こういう話やっと思いますが、それを確認しておきたいと思えます。

保健センター費で話をしましたけれども、児童手当とかでもそうですが、システムの改修によって住民情報の共有化が既に始まっていると。今の説明でも、マイナポータルの制度を利用して既に始まっているということでした。

それで、一応ルールにのっとって手だては取ってるし、周知も公表もしているということなんですけれども、やっぱりプライバシーの観点と個人情報保護の観点から、自治体が住民の皆さんに全幅の信頼を得て預かっている個人情報ですので、ルールにのっとって手だてを取っていることはもちろんそのとおりですけれども、加えて、どんどんそういう情報供給が増えている渦中にありますので、今こういうことになってますよということをきちんと周知をし、お知らせをしておくということが必要ではないかと思うんです。重ねてその点、あえて町としての手だてを取ることでお答えいただきたいと思えます。

事故が起こったときは、一遍にそのとき気がつきますけど、そこまではふだん何ともありませんよって、それはそうなんですけど、それに対して日頃から何にどう使われてんねんなどということが分かることが大切ではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、デイサービスセンターの食費の額を条例から外す件ですけれども、それはそれで今般の改定はオーケーなんですけれども、話にもありましたように、低所得者向けの制度は制度としてあるんですけれども、やっぱり相手法人さん、事業者さんがやってもらわんことにはその制度も利用できませんし、そういう点では非常に利用しにくいと。だから、その制度の利用促進を図る必要があるから、ケアマネさんを通じて、こういう制度がありますよということを一生懸命やっていますという説明やったと思うんですけれども、それはやっぱりなかなかそこには乗ってこないということもあるからやと思うんです。

それで、今後、食費が何ぼという一定の基準を持つことは町としても難しいけれども、上げ幅の妥当性を見ていきたいと、こういう話でしたので、それは町として、今、食材料費も上がってきてる、学校の給食の材料費もこのぐらいに上がってきてる、消費税がそのときどうなってるか分かりませんが、こうなってきた、その辺の諸般の事情を勘案して、このぐらいやという基準額を持つとくという意味やというふうに理解しましたけれども、そこは、その基準で交渉するのか、それともそういうことは持つのは持つけれども、指定管理者その他事業者さんにやってもらうことなので、そこが示してきた内容に応じていくということなのか、町の立ち位置として、そこはどういうふうに見ていくのか。基準を持って臨むべきやと思うんですけれども、その辺、重ねて聞いておきたいと思っております。

以上です。

議 長（堀 格） 吉岡理事。
理 事（吉岡秀樹） 芝議員の御質問、学童保育の学校との関係についてお答えいたします。

現在、川西小学校1階、1年生教室東端普通教室を1年間利用、2階、少人数指導教室を学校給食のない日に学童として使用していただいております。次年度においてこの2教室を学童保育所開所日に1年間を通して利用したい旨の協議を受けております。

現在、令和4年度の学級編制も決まっておりませんので、1年間を通して必ず2つの教室を学童保育場所として提供できるかは、小学校でも今のところ判断できません。しかし、使用部分では大きな支障はありませんが、新年度の準備や先生の目の届かない学校内での小学生の行動について一部不安の声も届いているのは事実でございます。

しかしながら、川西町の子どもたちの放課後の居場所づくりにつきましては、前向きな姿勢を基本としながら、学校の意見を聞きながら、川西町教育

委員会議で協議・検討を前向きに進めていきたいと考えているところです。

以上です。

議長（堀 格） 中森健康福祉。

健康福祉課長（中森委香） 芝議員の2つ目の個人情報の漏えいに対する対策を住民に分かりやすく周知の点についてですが、法律に規定されたとおりの評価書の公表を行うだけでなく、ホームページや広報でどういった形で情報が使われたり、共有されたり、自分で閲覧できたりするのかが分かりやすく説明していくようにということですのでけれども、その点については、努めてさせていただくようにこれから考えたいと思います。

議長（堀 格） 栗林長寿介護課長。

長寿介護課長（栗林美子） デイサービスセンターの食費について、申入れがあった場合の対応についてですけれども、こちらとしましては、基準を持つことは難しいですけれども、上げ幅の妥当性に関しては、いろいろな情報を集めた上で判断していくことになります。

そして、それを承認するのかということをお問われていると思うんですけれども、事業者の運営ということもありますので、基本的には認めていく方向になるのかと考えております。

以上です。

議長（堀 格） 予定の時間を過ぎておりますが、何か追加でありましたら、町長。

町長（小澤晃広） 今、芝議員からお尋ねいただきました点について、一部お答え申し上げます。

学童のスケジュールの件なんですけれども、私が就任しましたとき、進めなければ間に合わないということでもございました。一方で、今御回答申し上げましたように、設置できる場所が定まっていない状況というのがその時点でしたので、今、設置できる場所を何とか確保できるかどうかという状況に来ているというのが現状でございます。

一方で、放課後の学童の居場所というのはきちんと作りたいという思いでおりますので、今年度設計、来年度建築ということを変えずに、今進めようとしているところでもございますけれども、就任したときの状況から言いますと、行政の手続を考えると難しいのではないかという意見もあるのも事実というのが実態でもございまして、何とかやるべく進めたいというふうに思っており、教育の環境への支障も小さくとどめられるように努力したいと思っております。

つきましては、今、予算措置というところもきちんとスケジュールよく行っていかねば間に合わないということにもなる状況にありますので、その点、議員の皆様にも御相談申し上げながら進めていきたいと考えており、引き続きの御理解、御協力をお願いしたいところでございます。

あと、プライバシーに関する認識については、御意見いただきましたとお

り、認識を持ち、周知についても引き続ききちんと行っていきたいと存じます。

また、デイサービスにおける食事の点につきまして、費用の上げ幅の妥当性をきちんと見ていく、また、ほかの物価でありましたり、そういったものを鑑みて、基準をしっかりと持ちながら、また、食事を作っている企業の取組、努力がされているのかをきちんと見ていくということも役割としてであると認識しておりますので、そういった点をきちんと務めながら、食費の定めが正しいのかどうかということを見るように進めていきたいと思っております。

以上です。

議 長（堀 格） 以上をもちまして総括質疑を終わります。

本日の会議は、これをもって散会いたします。皆さん、どうもありがとうございました。

（午前 11 時 30 分 散会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生文教委員会

総務建設経済委員会議事日程

令和3年12月10日（金）9時00分 開議

10時48分 閉会

日程第1 議案第52号 令和3年度川西町一般会計補正予算について

| | | | | |
|----|----|------|----|-------|
| 歳出 | 款1 | 議会費 | 項1 | 議会費 |
| | 款2 | 総務費 | 項1 | 総務管理費 |
| | | | 項2 | 徴税費 |
| | 款5 | 農商工費 | 項1 | 農業費 |
| | 款6 | 土木費 | 項1 | 土木管理費 |
| | | | 項2 | 道路橋梁費 |
| | | | 項3 | 都市計画費 |
| | | | 項4 | 住宅費 |

歳入 上記関係歳入

日程第2 議案第55号 令和3年度川西町水道事業会計補正予算について

日程第3 議案第56号 令和3年度川西町下水道事業会計補正予算について

日程第4 議案第57号 川西町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

日程第5 議案第58号 川西町附属機関設置条例の一部改正について

日程第6 議案第63号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減
少及び規約の変更について

出席委員

委員長 弓仲 利博 副委員長 芝 和也
委員 石田 三郎 伊藤 彰夫 福山 臣尾

議長 堀 格

説明のため出席した者

町長 小澤 晃広 副町長 森田 政美

総務特別参事 江畑 幸男

理事(事業担当) 山口 尚亮 総務課長 石田 知孝
総合政策課長 喜多 勲 税務・債権管理課長 西川 直明
事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣
デジタル推進室長 梅津 光章

会計管理者 岡田 充浩

職務のため出席した者

議会事務局長 中川 辰也
議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

委員 中嶋 正澄

厚生文教委員会議事日程

令和3年12月13日(月) 9時00分 開議

10時40分 閉会

日程第1 議案第52号 令和3年度川西町一般会計補正予算について

| | | |
|----|--------|--------------|
| 歳出 | 款2 総務費 | 項1 総務管理費 |
| | | 項3 戸籍住民基本台帳費 |
| | 款3 民生費 | 項1 社会福祉費 |
| | | 項2 児童福祉費 |
| | | 項3 人権施策費 |
| | 款4 衛生費 | 項1 保健衛生費 |
| | | 項2 清掃費 |
| | 款8 教育費 | 項1 教育総務費 |
| | | 項2 小学校費 |
| | | 項5 幼稚園費 |
| | | 項6 社会教育費 |
| | | 項7 保健体育費 |

歳入 上記関係歳入

日程第2 議案第53号 令和3年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第3 議案第54号 令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第4 議案第59号 川西町立学校設置条例の一部改正について

日程第5 議案第60号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議案第61号 ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部改正について

日程第7 議案第62号 川西町国民健康保険条例の一部改正について

日程第8 承認第4号 令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分について

出席委員

委員長 松村 定則 副委員長 福西 広理
委員 寺澤 秀和 安井 知子 堀 格 阪本 学

副議長 福山 臣尾

説明のため出席した者

町長 小澤 晃広 副町長 森田 政美
教育長 橋本 宗和

総務特別参事 江畑 幸男 総務課長 石田 知孝

理事(新型コロナウイルス担当) 奥 隆至
理事(教育担当) 吉岡 秀樹
住民保険課長 大西 成弘 健康福祉課長 中森 委香
長寿介護課長 栗林 美子

会計管理者 岡田 充浩

職務のため出席した者

議会事務局長 中川 辰也
議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

令和 3 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 3 号)

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

令和3年川西町議会第4回定例会会議録（開 会）

| | | |
|--------------------------------|---|-------------|
| 招集年月日 | 令和3年12月17日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 令和3年12月17日 午前10時00分 宣告 | |
| 出席議員 | 1番 阪本 学 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 12番 芝 和也 | |
| 欠席議員 | 11番 中嶋 正澄 | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 小澤 晃広 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 理事 奥 隆至 理事 吉岡 秀樹 理事 山口 尚亮 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務・債権管理課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘 健康福祉課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 デジタル推進室長 梅津 光章 | |
| | 会計管理者 岡田 充浩 | |
| | 監査委員 出席なし | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程と同じ | |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| | 2番 弓仲 利博 議員 | 3番 福山 臣尾 議員 |

川西町議会第4回定例会（議事日程）

令和3年12月17日（金）午前10時00分再開

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----------|--------|--|
| 第1 第2 | | 委員長報告 議案第52号～議案第63号 総務建設経済委員長 議案第52号、 議案第55号～議案第58号、 議案第63号 厚生文教委員長 議案第52号～議案第54号、 議案第59号～議案第62号、 承認第4号 討論・採決 承認第4号、議案第52号、 議案第53号～議案第56号、 議案第57号～議案第62号、 議案第63号 |
| | (追加日程) | |
| 追第1 | 議案第64号 | 令和3年度川西町一般会計補正予算について |
| 追第2 | 発議第5号 | コロナ禍による米価下落対策を求める意見書 |

(午前10時00分 再開)

議長(堀 格) 皆さん、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第4回定例会を再開いたします。

本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

会議に先立ちまして、11番 中嶋正澄議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る7日の定例会において上程され、各委員会に付託いたしました承認第4号及び議案第52号から議案第63号までの承認案1件、議案12件に対する審査の経過並びに結果について、委員長の報告を順次求めます。

総務建設経済委員長、弓仲利博議員。

総務建設経済委員長(弓仲利博) 皆さん、おはようございます。2番 弓仲でございます。それでは、よろしく願いいたします。

議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る令和3年12月7日の本会議におきまして総務建設経済委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要について御報告申し上げます。

当委員会は、12月10日に委員会を開催し、付託されました議案6件について、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第52号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてのうち当委員会所管分についてであります。

総務費では、職員の人件費補正の内訳、今後の人員配置、保健師など有資格者の処遇、地域公共交通に対する構想と計画、電算関連委託料の詳細について、新型コロナウイルス感染症対応事業に対する交付金の活用方法と執行期限について、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、令和3年度川西町水道事業会計補正予算についてであります。

旧上水道施設解体工事の進捗状況と解体後における上水道施設跡地の所有権とその移行方法、老朽管の耐震化による布設替えについて、水道事業会計に係るインボイス制度の対応と周知について、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、令和3年度川西町下水道事業会計補正予算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、川西町水道事業廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第58号、川西町附属機関設置条例の一部改正について、議案第63号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（堀 格） 続きまして、厚生文教委員長、松村定則議員。

厚生文教委員長（松村定則） 皆さん、おはようございます。議長の指名をいただきましたので、厚生文教委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る令和3年12月7日の本会議におきまして厚生文教委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日に委員会を開催し、付託されました議案7件、承認案1件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第52号、川西町一般会計補正予算についてのうち当委員会所管分についてであります。

各款ごとに審査いたしましたので、款ごとの報告といたします。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対策事業における健康グッズ支給事業の目的と内容、子育てオンライン相談の利用実績と利用者の費用負担について、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

民生費では、学童保育所増設の理由、学童保育所完成後の本館と別館の活用方法、長期的に児童数が減少した場合の利用等について、そして、東人權センター運営費における人件費について、委員より質疑があり、詳細に答弁を受けました。

衛生費では、3回目コロナワクチン接種に係る町内公共交通を含む移動手段について委員より質疑があり、詳細に答弁を受けました。

教育費では、健民運動場屋外トイレ改修工事に至る経緯について、川西町認定こども園川西幼稚園の募集状況について、そして、保育コースの1日のカリキュラムと送迎バスの利用について、委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

なお、本件についての各委員からの主な要望・意見については、次のとおりであります。

一 国からのコロナ交付金については、できるだけ住民に還元される使い

方をすること。安易に設備等の整備に充てないこと。

一 今後、子育てオンライン相談の登録者数及び利用者がさらに増加するよう努力すること。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、令和3年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第54号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、川西町立学校設置条例の一部改正について、議案第60号、川西町特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準定める条例の一部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部改正についてであります。

ぬくもりの郷デイサービスセンターにおける食費の確認方法など、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、川西町国民健康保険条例の一部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、承認第4号、川西町一般会計補正予算の専決処分についてであります。

子育て世帯への臨時特別給付金の給付方法について委員より質疑があり、詳細に答弁を受けました。

なお、本案件についての各委員からの主な要望・意見については、次のとおりであります。

一 次回の給付方法については、住民の意見・要望を取り入れ検討すること。

一 クーポン券発行方式では、子育てに係るサービス・商品販売業者が町内に少ないことから、現金給付の方向で検討すること。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生文教委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（堀 格） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 12番 芝 和也です。それでは、ただいま総務、厚生 of 両常任委員長から報告がありました、承認第4号、令和3年度一般会計補正予算の専決処分についてより、議案第63号、奈良県広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更についてまでの承認案1本、議案12本の都合13本に対する討論を行います。

態度表明であります、52号の令和3年度一般会計補正予算のみ反対、あとはいずれの議案も賛成するものであります。

その53号の一般会計補正予算であります、補正内容は、例年実施の人事異動に伴う人件費補正を中心に、主にコロナ対応として各種施策を講じるべく、新たに予算措置されているものであります。

その中で、75歳以上を対象に、健康に留意して有効に活用していただくべく、ギフトカタログのようなものを贈り、それぞれに選んでいただく取組であります、これはこれで自治体の高齢者向けの取組として川西町の姿勢が示されたものとして大いに賛同するものであります、問題は、その財源にコロナ交付金を充当している点であります。

このコロナ交付金の活用に関しては、従前から議論を重ねておりますように、コロナに起因して減収等が発生し、困っておられる皆さんへの策として生かすべきと考えます。さきの9月議会では、今般のこの財源は議会のマイク設備の更新に充てられておまして、その折にも、住民向けの方策は考えてないのかとの問いに、方途については充当できるものがあれば財源更正はできるので、その旨御理解を、とのことであります。今般、その活用策として、これまでは専ら子育て世帯対応であったので、高齢者対応としての策に財源更正をして充てに行くというものであります。

議論の流れからして何も矛盾はありませんが、今般の取組からすれば、高齢者向けの策として一般財源を活用して幾らでも実施できる中身でありますので、財源の充て方としては、やはりコロナ起因による減収世帯の支援策を実施し、それに充てるべき財源と心得ます。

修正提案をしたいところですが、新たな予算を組んだ議案は我々議員からはできませんので、ぜひ財源を組み替えられまして、申し上げた支援策を予算化されんことを強く求める次第であります。

以上により、このたびの補正予算につきましては反対する次第であります。

これ以外の承認案を含めた各議案につきましては、いずれも賛成するものでありますが、61号のぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部を改正し、デイサービスで提供される食費の額の定めを条例から外し、町長の承認を受けて指定管理者が定める額に改めるものについて一言申し上げておきます。

先日の本会議の審議でも議論しましたように、この食費の基準を町として持つことについては、一定基準を持つことは難しいが、上げ幅の妥当性を見極めることは大事にしたいとのことでありました。この上げ幅ですが、基本は認めざるを得ないとしながらも、妥当性を見極めることは大事にするということでもありますので、そこはしっかりやっていただきますよう、重ねて要請しておきます。

また、そもそもこの食費は介護保険の外ですので、利用者の実費負担として直に事業者と契約を交わしているものでありますので、県内にはまだ事例はないとのことでありましたが、介護保険料そのものには、御承知のとおり、所得区分の基準額がありまして、その区分が上がれば、応じた割増しとなり、区分が下がれば逆に割り引かれる仕組みがしかれております。したがって、この食費についても、所得区分が基準額より下で保険料が割引になっている皆さんについては、その率に応じて食費の実費負担が減額につながる措置を、保険の外にある以上、町の裁量はかかないますので、ぜひ独自策として実施されんことを改めて求めておくものであります。

以上、提出議案に対する態度表明を申し上げ、討論を終わります。

議長（堀 格） ほかに討論ございませんか。

8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫） 議案第52号から第63号までの12件、承認第4号、合わせて13件全ての議案に賛成の立場で討論いたします。

議案第52号、一般会計補正予算についてですが、今回も新型コロナ対策として、3回目ワクチン接種費用2,734万円と、75歳以上に健康を維持する健康グッズを支給として1,200万円計上されています。この健康グッズ支給の事業は、新型コロナウイルスが蔓延する中で外出を自粛することによって日常生活に影響を受けている人、特に75歳以上の高齢者の方々の健康の維持・増進、また日常生活の安全を図ることを目的とした取組です。健康グッズには、膝や腰を保護するサポーターや血圧計など6種類から選べます。75歳以上の後期高齢者になってくると、体の衰えを自覚するようになってきます。外出自粛で家に閉じ籠もっていると、足腰が極端に衰え、歩行困難になります。ひいては健康にも影響してきます。40代や50代の若い人は衰えを全く感じませんが、70歳を超えると急に衰えを実感します。老化を遅らせ健康を維持するいろいろな取組を日頃から続けていることが大切です。必要なものなら個人で買えばいいのですが、年金生活者にはその

ような余裕はありません。今回の健康グッズ配布は、まさに的を射ていると言えるでしょう。

コロナ禍は災害です。災害の対応には、自助、共助、公助があります。健康グッズを使って自分の体を自分で守る自助、その健康グッズの配布は公助です。町民の皆様がいつまでも健康でいられることを願って賛成いたします。

そのほか、特別会計・企業会計の補正予算は、全て妥当と判断いたします。また、条例の一部改正等につきましても、必要と認められます。

追加議案の承認第4号、一般会計補正予算の専決処分につきましても、子育て支援の国の施策によるもので、これはできるだけ早く実施していただくことを申し添えておきます。

以上で討論を終わります。

議長（堀 格） ほかに討論ございませんか。

7番 福西広理議員。

7番議員（福西広理） 7番 福西広理でございます。

まず、態度表明ですが、私は、議案第52号、令和3年度一般会計補正予算案にのみ反対の立場で討論を行います。

反対の項目ですけれども、議会費における議場整備費の財源のうち、新型コロナウイルス感染症対策としての国からの交付金1,788万円を川西町の一般財源に付け替えること、また、新型コロナウイルス感染症対応として、75歳以上の後期高齢者の方へ健康グッズを支給する事業を行うことについて反対でございます。

まず、議場の整備費につきましては、さきの9月議会で補正予算を審議しましたとおり、本町庁舎が建設されてから約35年間改修工事が行われておらず、皆様御承知のとおり、音響設備も老朽化し、マイクの音が入らないなどの不備も出てきておりますので、改修工事は必要な事業であります。新型コロナウイルス対策の国からの交付金を議場の整備に充てることが住民の方々から理解が得られないという同僚議員からの意見もございしますが、議場が密にならないための議会の動画配信や議事録の自動作成など、現在の社会情勢に照らし合わせましても、この議場の整備事業に国からの新型コロナウイルス感染症対策の交付金を充てるということは適切な措置であり、将来世帯への負担も軽減するということをきっちり住民の皆様にご説明すれば、理解も得られることと確信をしております。

そして、この削減した交付金のうち1,200万円を健康グッズ支援事業として、本町の75歳以上の後期高齢者の方約1,500名に血圧計など何点かの商品から選んでいただけるようなカタログのようなものを贈ることを予定されているということですが、私にはこの事業が高齢者の方へのばらまき施策としか感じ得ません。また、この商品の購入先も川西町内には対象事業者がないため、町外の事業者に委託を行う予定と伺っております。

この事業の目的や実施効果が明確ではなく、また、住民の皆様、納税者の

方々の理解を得ることはできない施策であると判断いたしまして、反対をいたします。

新型コロナウイルスの流行から2年が経過しようとしている今、その影響を受けて本当に困っている方々に対して、行政はきめ細かな支援を行っていく、きめ細かな施策を打ち出していく時期であると考えます。

よって、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる方々への対応はしっかりと再検討をしていただいた上で、来年度、令和4年度の当初予算案で実施すべきと考えます。

以上の理由から、令和3年度一般会計補正予算案には反対を行います。

それ以外の議案につきましては賛成でございます。

以上をもちまして、私の討論を終結いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（堀 格） ほかに討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、承認第4号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は、承認です。

承認第4号について、委員長の報告のとおり承認することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（堀 格） 賛成全員であります。よって、承認第4号は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第52号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告は、いずれも可決です。

議案第52号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（堀 格） 賛成多数であります。よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、令和3年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第54号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第55号、令和3年度川西町水道事業会計補正予算につい

て、議案第56号、令和3年度川西町下水道事業会計補正予算についての4議案を一括して採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告は、いずれも可決です。

議案第53号から議案第56号までについて、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(堀 格) 賛成全員であります。よって、議案第53号から議案第56号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、川西町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第58号、川西町附属機関設置条例の一部改正について、議案第59号、川西町立学校設置条例の一部改正について、議案第60号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第61号、ぬくもりの郷サービスセンター条例の一部改正について、議案第62号、川西町国民健康保険条例の一部改正についてまでの6議案を一括して採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告は、いずれも可決です。

議案第57号から議案第62号までについて、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(堀 格) 賛成全員であります。よって、議案第57号から議案第62号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、奈良県広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、可決です。

議案第63号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(堀 格) 賛成全員であります。よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、町長より、議案第64号、令和3年度川西町一般会計補正予算について、並びに会議規則第14条の規定によりまして、12番 芝 和也議員ほか2名から、発議第5号、コロナ禍による米価下落対策を求める意見書が提出されております。その写しにつきましては、お手元に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第64号、令和3年度川西町一般会計補正予算について、発議第5号、コロナ禍による米価下落対策を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議案第64号、令和3年度川西町一般会計補正予算について、追加日程第2、発議第5号、コロナ禍による米価下落対策を求める意見書を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第64号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議案の朗読を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、議案の朗読を省略することに決定いたしました。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(小澤晃広) それでは、議案第64号、令和3年度川西町一般会計補正予算について御説明いたします。

この補正予算は、さきの承認第4号で専決処分の御承認をいただきました、国の子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付分に追加して、5万円の現金給付を行う内容の補正予算であります。

国の取扱い方針が変更され、10万円を一括給付することが可能となったことから、住民の皆様の御意見・御要望を踏まえ、また、町の事務負担軽減を図る見地から、さきの5万円に5万円を加えて10万円一括給付するべく予算の補正を行うものであります。

今回の補正予算によりまして、現在児童手当を受給しておられる方など対象者の大多数は年内に10万円の給付金を受け取れる運びとなります。

補正予算といたしましては、歳出で給付金の事業費6,245万円、事務費4万7,000円、計6,249万7,000円を、歳入で国庫支出金の子育て世帯等臨時特別支援補助金を同額見込んでおりまして、これにより一般会計の歳入歳出予算総額は、50億5,465万5,000円となる見込みであります。

同様の予算を続けて補正するという異例のことではございますが、議員各位におかれましては、何とぞ御賢察の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

議長（堀 格） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
芝議員。

12番議員（芝 和也） 12番 芝 和也です。それでは、若干お伺いいたします。
これで該当する世帯へは子ども1人につき10万円一括で届けられることになりましたので、当初の現金5万円と5万円分のクーポン券の支給よりはずっといきにくい取組になりましたので、皆さん歓迎されていることと存じます。

ただ、今般の策で捕捉されていない皆さん、特に大学生を抱えている家庭は、18歳以下同様に切望されていますが、この辺、そのすべが必要やと思いますけれども、町長はいかがお考えになりますか。

それと、委員会の審議の中でもこの辺の議論が出ましたけれども、大学生の世帯がどのくらいおられるのか、捕捉するすべを持っていないというのが町の現状やということでありました。大体見当はつけられるというふうに思いますけれども、百歩譲って捕捉できないということであれば、それはやっぱり町として掌握するべく調査が必要ではないかと思うんですけれども、その辺、いかがお考えになるでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 御質問ありがとうございます。まず、大学生への考えはいかがかという点ですけれども、町のほうで大学に通っていらっしゃる方はどなたなのかということ特定することが容易ではないということが一点ございます。

また、大学生へのそういった措置につきましては、国のほうで別の手だてとして支援策を打たれているものはございますので、そういったものの御活用を必要に応じて伝えていくことが必要と認識をしております。

あと……、（芝 和也議員「捕捉するすべ、掌握してないので、町としてそれを調査してつかむ必要があるのと違うかと。その辺はどうですか」と呼ぶ）

議長（堀 格） 副町長。

副町長（森田政美） 委員会でもお話ししたかもわかりませんが、川西町役場の事務の中で教育委員会が担当しておりますのは中学校まででございます。高校生であったりとか大学生であったりとかいう対象者を把握しておりません。

手挙げ方式でとか、把握する方法論としてはいろいろあるかもしれないですけれども、川西町役場の行政として、その範疇につきましてはどこの部署にも当たらない仕事の内容であるので、ちょっと難しいところかなというふうに理解しております。

以上です。

議長（堀 格） 12番 芝議員。

12番議員（芝 和也） もともと手持ちのデータでは把握してないし、行政の仕事としてそもそもそれに取り組んでないから、今その部分は分からへんと、これはそういうことやと思います。

ただ、今般コロナ禍の対応で、困ってはるという皆さんに対してどう手だてを打っていくのかというのが国や市町村の全般の仕事で、この策以外も含めて全体にコロナ対応ということでやってることになります。この10万円現金支給の問題ですけれども、実際、シングルマザーで大学生を2人抱えておられる方もおられまして、やっぱり仕事が不安定やし、コロナ禍でバイトのシフトも少のうなって、子どもも子どもでバイトしてますけど、そのシフトも少のうなってということで、それはやっぱり収入減になってる。だから暮らしが厳しい。こういうのが現実的な仕事やと思います。そこをやっぱり市町村としては捕捉して行って、幾ばくかの工面、手だてを打っていくというのは、もともと大学生が何人おられるのか、高校生が何人おられるのかは仕事と違うということは、それはそうかもしれませんが、それとは別に、やっぱり困っておられる家庭を掌握するというのは市町村の取組としては重要ではないかと。

この機会にその辺をぜひ現実的に、今度の施策で漏れる皆さんがおられるわけですから、そこは対応する手だてを、国の取組ももちろんのこと、それを求めながらも、市町村としてもそこを支援していく、これが必要ではないかと思いますが、その辺、考え方として再度お伺いしておきます。

議長（堀 格） 参事。

総務特別参事（江畑幸男） ただいま芝議員からいろいろお説をお伺いいたしました。ただ、今回の一般会計補正予算に関しましては、あくまでも国の子育て世帯に対する給付金の補正です。困窮する家庭につきましては、別の住民税非課税世帯等に対する補正予算というのが今国のほうでも審議されておりますし、さらには大学生に関する給付措置というのも今回の補正予算でまた議論はされております。

ですから、今回のものはあくまでも国の制度設計に基づく補正予算ということで御理解を賜りたいと。ただいまおっしゃいましたコロナ対応のいろいろな町としての取組、それはまた一つ今後の課題という形で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（堀 格） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に

入ります。

議案第64号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてを採決します。
この採決は、挙手により行います。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(堀 格) 賛成全員です。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第5号、コロナ禍による米価下落対策を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 芝 和也議員。

12番議員(芝 和也) 12番 芝 和也です。今般、農民運動奈良県連合会から陳情がありました、コロナ禍による米価下落対策を求める意見書案について、福山臣尾議員、弓仲利博議員の賛同を得まして提出いたしましたので、代表いたしまして御説明申し上げます。

昨年来のコロナの感染拡大が多方面にわたって多大な影響を及ぼしていることは、皆さん承知のとおりでありまして、住民生活にとっても、日々の暮らしはもとより、生計を成す就労現場においても例外なくその影響が及んでいることは、改めて言うまでもありません。

その中で、今年度の米価の下落が著しく、県産米の価格はおよそ50年近く前の価格に匹敵するまで落ち込んでいるのが今日の状況でありまして、その要因は、新型コロナに起因した感染拡大を抑えるべく人流の抑制策が取られたことから生じた外食産業をはじめとする米の需要減少が大きく影響を及ぼしていることは否めません。

今般の米価の下落が昨年のウンカの被害による影響にかぶさって米農家を直撃し、営農意欲を大きく阻害する要因となって、今後における水稻の作付、田圃の維持、ひいては治水対策等々、国土の保全にも大きな影響を及ぼしかねませんので、今般の米価暴落の危機を乗り越えるべく、コロナ禍による米の過剰在庫分は国の責任で買い取り、状況が安定するまでの間は市場から隔離するなどの緊急措置を取るなど事態の打開に向けた策を取ってもらうべく、意見書を上げようとするものであります。

意見書では、現下の米の過剰在庫分を政府が緊急に買い入れること、その活用策として、生活困窮者や学生等のコロナによる減収世帯への支援に充てること、当面の間は国内消費に関係のないミニマムアクセス米の輸入を止めるか数量調整に踏み切ることを求めるものであります。

議員の皆さんにおかれましては、懸命なる御判断をいただき、御議決くださらんことをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（堀 格） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

議 長（堀 格） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

発議第5号、コロナ禍による米価下落対策を求める意見書を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

発議第5号について、原案のとおり採択することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（堀 格） 賛成多数です。よって、発議第5号は、原案のとおり採択されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生文教委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対しまして、議長として厚く御礼を申し上げる次第であります。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たりましては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第であります。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長（小澤晃広） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

町長就任後２回目の議会でありましたが、提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議賜り、全議案について御議決、御承認いただきましたことに深く感謝申し上げます。

本会議並びに各委員会の審議過程でいただきました様々な御意見、御提言につきましては真摯に受け止めさせていただき、今後の町政に反映していくよう努めてまいりたく存じます。

各議員の皆様には、日頃より町政発展のため御尽力をいただいております、感謝申し上げますとともに、引き続きの御支援、御協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染が引き続いております。感染の動向注視、また感染予防対策、３回目のワクチン接種を推進してまいります。これに並行いたしまして、新しい年、川西町の暮らしがよりよく、また、未来世代に誇りを持って引き継いでいくことができる川西町をつくっていくために、力強く町政を推進してまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、重ね重ねのお願いとなりますが、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議 長（堀 格） これをもちまして、令和３年川西町議会第４回定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

（午前１０時５１分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月17日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|--------|---|--------|------|
| 選挙第6号 | 磯城郡水道企業団議会議員の選挙について | 12月7日 | 原案可決 |
| 承認第4号 | 令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分について | 12月17日 | 原案承認 |
| 議案第52号 | 令和3年度川西町一般会計補正予算について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第53号 | 令和3年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第54号 | 令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第55号 | 令和3年度川西町水道事業会計補正予算について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第56号 | 令和3年度川西町下水道事業会計補正予算について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第57号 | 川西町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第58号 | 川西町附属機関設置条例の一部改正について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第59号 | 川西町立学校設置条例の一部改正について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第60号 | 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の定める条例の一部改正について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第61号 | ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部改正について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第62号 | 川西町国民健康保険条例の一部改正について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第63号 | 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について | 12月17日 | 原案可決 |
| 議案第64号 | 令和3年度川西町一般会計補正予算について | 12月17日 | 原案可決 |
| 発議第5号 | コロナ禍による米価下落対策を求める意見書 | 12月17日 | 原案採択 |